令和５年度第３回岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会

日　時　令和５年１０月３０日（月）
　　午後２時～
場　所　岩倉市役所７階　第２・第３委員会室

１　あいさつ

２　議　題

（１）岩倉市高齢者保健福祉計画等における地域分析について（資料1-1、資料1-2）

（２）第９期計画の素案について（資料２）

（３）その他

３　その他

次回開催予定

岩倉市高齢者保健福祉計画等における地域分析について

資料１-1

地域分析・検討結果記入シート

都道府県名／保険者名	愛知県	岩倉市

活用データ名・指標名	指標ID	単位	備考	データの値												全国平均等との比較	全国平均等との乖離について理由・問題点等の考察（仮説の設定）	設定した仮説の確認・検証方法	問題を解決するための対応策（理想像でも可）
				自保険者			都道府県平均			全国平均			比較地域 愛知県 高浜市						
				R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4				
認定率	B4-a	%	見える化・時系列 （R2は年報、R3・R4は月報）	15.4	16.1	16.5	16.9	17.2	17.4	18.7	18.9	19.0	17.0	17.2	17.3	都道府県平均及び全国平均と比較して、低い認定率となっているが、伸び率は大きい。	重度認定率及び軽度認定率における都道府県平均及び全国平均との差を比較すると、重度認定率は低いが、軽度認定率が高い。 軽度認定率の伸び率が認定率全体の伸び率に影響している。	人口構成及び重度・軽度認定率の推移を確認する。特に軽度認定者の伸びが重度認定者の伸びに移行するかどうかを注視する。	重度化防止の取り組みをより充実させるとともに、高齢者が活躍できる場や機会を創出することによって軽度認定者の重度化を防止する。
調整済み認定率	B5-a	%	見える化・時系列（他地域と比較） （R2は年報、R3・R4は月報）	17.2	17.6	18.0	17.9	18.1	18.3	18.7	18.9	19.0	17.7	17.7	17.8				
調整済み重度認定率（要介護3～5）	B6-a	%	見える化・時系列（他地域と比較） （R2は年報、R3・R4は月報）	5.3	5.4	5.3	5.9	6.1	6.1	6.4	6.5	6.5	5.8	5.8	5.7				
調整済み軽度認定率（要支援1～要介護2）	B6-b	%	見える化・時系列（他地域と比較） （R2は年報、R3・R4は月報）	11.9	12.2	12.6	12.0	12.1	12.1	12.3	12.4	12.5	11.8	12.0	12.1				
				R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4				
受給率（施設サービス）	D2	%	見える化・時系列 （R2は年報、R3・R4は月報）	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.4	2.9	2.7	2.7	2.8	3.1	3.0	受給率全体は、都道府県平均及び全国平均より低い。施設サービス、居住系サービスはほぼ横ばいだが、在宅サービスは増加している。	認定率が低いことが、受給率全体が低い理由と考える。軽度者の認定率の伸びが在宅サービスの受給率の伸びに影響していると考える。	要介護状態区分別に、利用サービスの傾向を確認する。	軽度認定者の自立支援に必要なサービスを検討する。
受給率（居住系サービス）	D3	%	見える化・時系列 （R2は年報、R3・R4は月報）	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	0.8	0.6	0.8				
受給率（在宅サービス）	D4	%	見える化・時系列 （R2は年報、R3・R4は月報）	8.9	9.0	9.8	9.4	9.7	9.9	9.9	10.2	10.4	9.6	9.7	10.0				
				H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2				
調整済み第1号被保険者一人あたりの給付月額（在宅サービス）	D8-a	円	見える化システムより 介護保険データベース 住民基本台帳人口・世帯数	9,674	10,081	9,792	10,781	11,056	10,893	10,600	10,859	10,786	10,700	11,204	11,023	サービスの給付月額は概ね都道府県平均及び全国平均よりも低い。 通所リハビリテーションの給付が多いのに対して、通所介護及び地域密着型通所介護の給付が少ない。	重度認定率の低さが給付額を抑えていると考える。 通所リハビリテーションの給付が多いことが、軽度認定者の重度化を防止し、全体の給付額の抑制につながっていると考える。 認定率及び在宅サービスの受給率の増加が訪問介護の伸びに影響していると考える。	重度認定率及び軽度認定率の推移と給付額の推移を確認する。	重度認定率を高めないよう、重度化防止への取組を推進していく。 全国平均や県平均と比較し、訪問介護の給付の伸び率が大きいため、適正な給付となっているかケアプランチェック等で確認するとともに、訪問介護等に従事する介護人材確保について検討をすすめる。
調整済み第1号被保険者一人あたりの給付月額（施設及び居住系サービス）	D8-b	円	見える化システムより 介護保険データベース 住民基本台帳人口・世帯数	9,088	9,004	8,714	9,182	9,297	9,158	9,790	10,022	9,955	9,302	9,958	9,765				
調整済み第1号被保険者一人あたりの給付月額（訪問介護）	D14-e	円	見える化システムより 介護保険データベース 住民基本台帳人口・世帯数	1,471	1,699	1,652	1,979	2,031	2,002	1,746	1,784	1,772	1,769	1,805	1,774				
調整済み第1号被保険者一人あたりの給付月額（通所介護）	D14-j	円	見える化システムより 介護保険データベース 住民基本台帳人口・世帯数	1,395	1,446	1,404	2,604	2,673	2,632	2,511	2,568	2,551	2,758	3,171	3,122				
調整済み第1号被保険者一人あたりの給付月額（通所リハビリテーション）	D14-k	円	見える化システムより 介護保険データベース 住民基本台帳人口・世帯数	2,239	2,225	2,165	1,006	1,008	993	951	958	951	1,718	1,617	1,592				
調整済み第1号被保険者一人あたりの給付月額（地域密着型通所介護）	D14-z	円	見える化システムより 介護保険データベース 住民基本台帳人口・世帯数	473	447	433	776	781	769	807	816	810	727	660	649				

資料1－2

認定率（要介護度別）（令和 2年(2020年)）

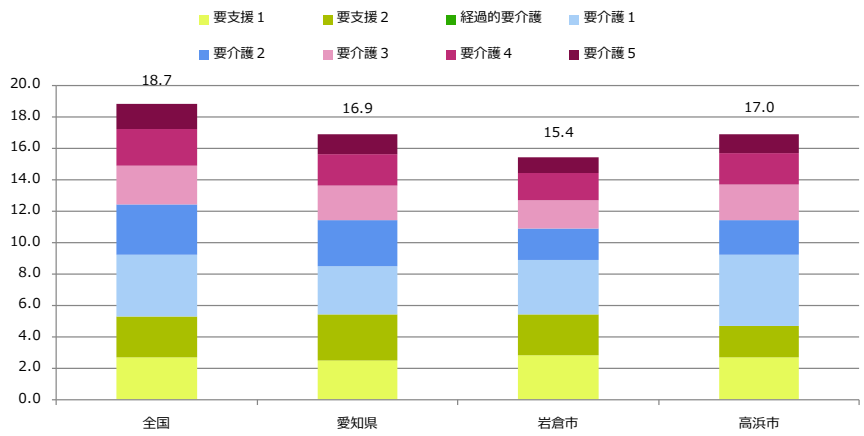

（時点）令和2年(2020年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

認定率（要介護度別）（令和 3年(2021年)）

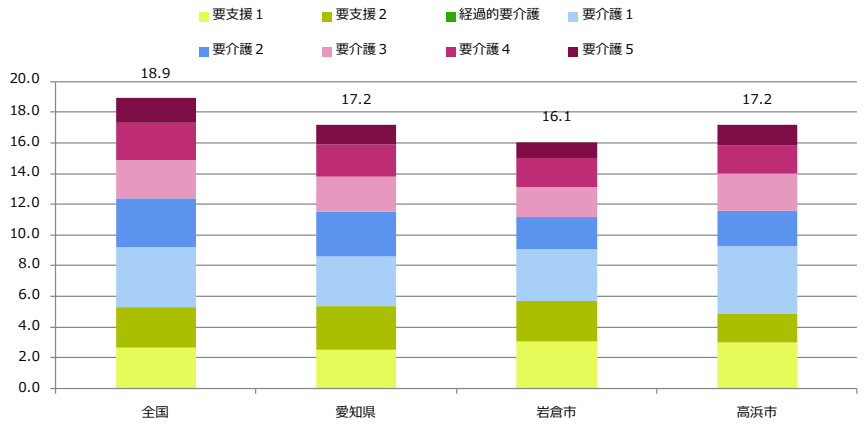

（時点）令和3年(2021年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

認定率（要介護度別）（令和 4年(2022年)）

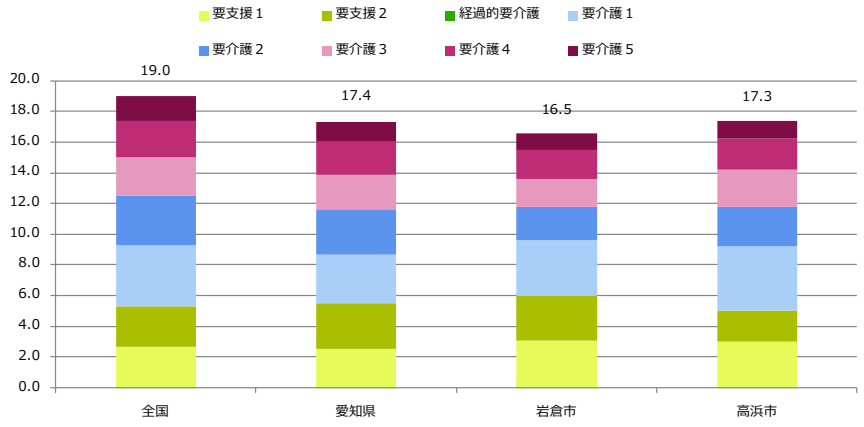

（時点）令和4年(2022年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

調整済み認定率（要介護度別）（令和 2年(2020年)）

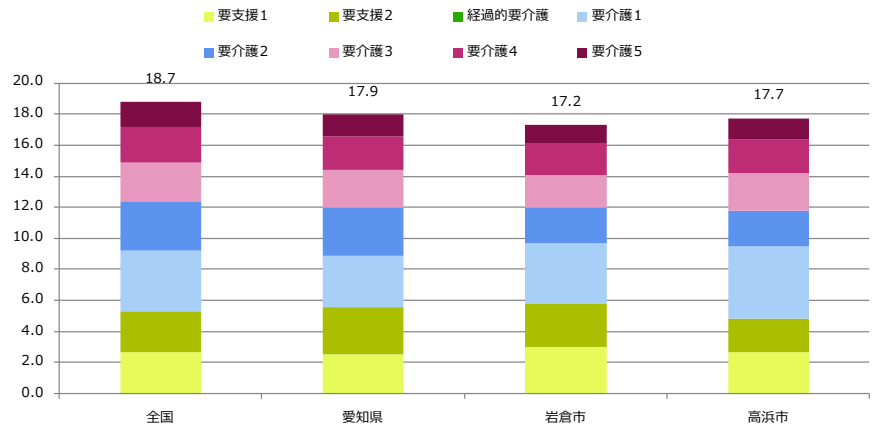

（時点）令和2年(2020年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

調整済み認定率（要介護度別）（令和 3年(2021年)）

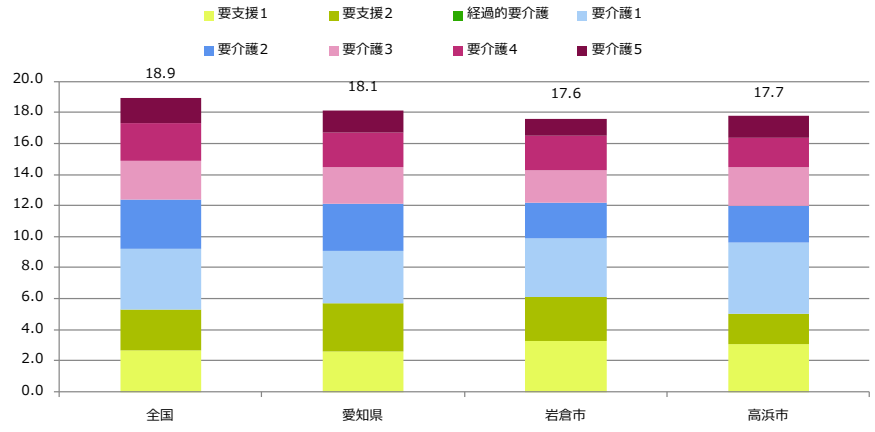

（時点）令和3年(2021年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

調整済み認定率（要介護度別）（令和 4年(2022年)）

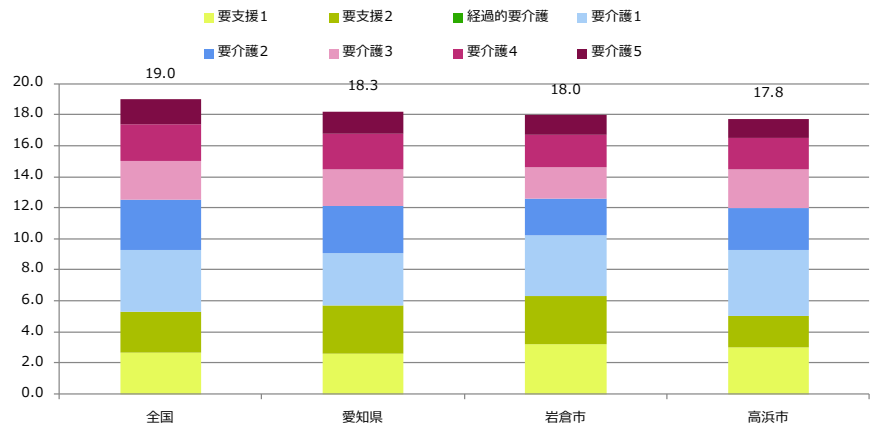

（時点）令和4年(2022年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

受給率（施設サービス）（要介護度別）（令和4年(2022年)）

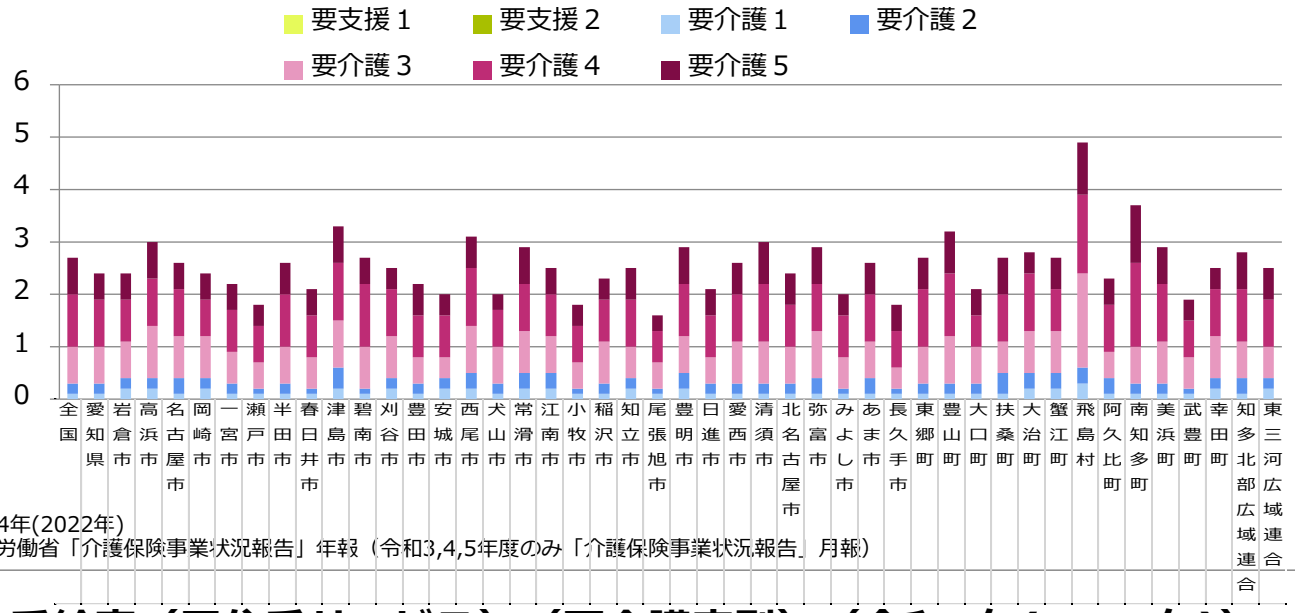

（時点）令和4年(2022年)
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

受給率（居住系サービス）（要介護度別）（令和4年(2022年)）

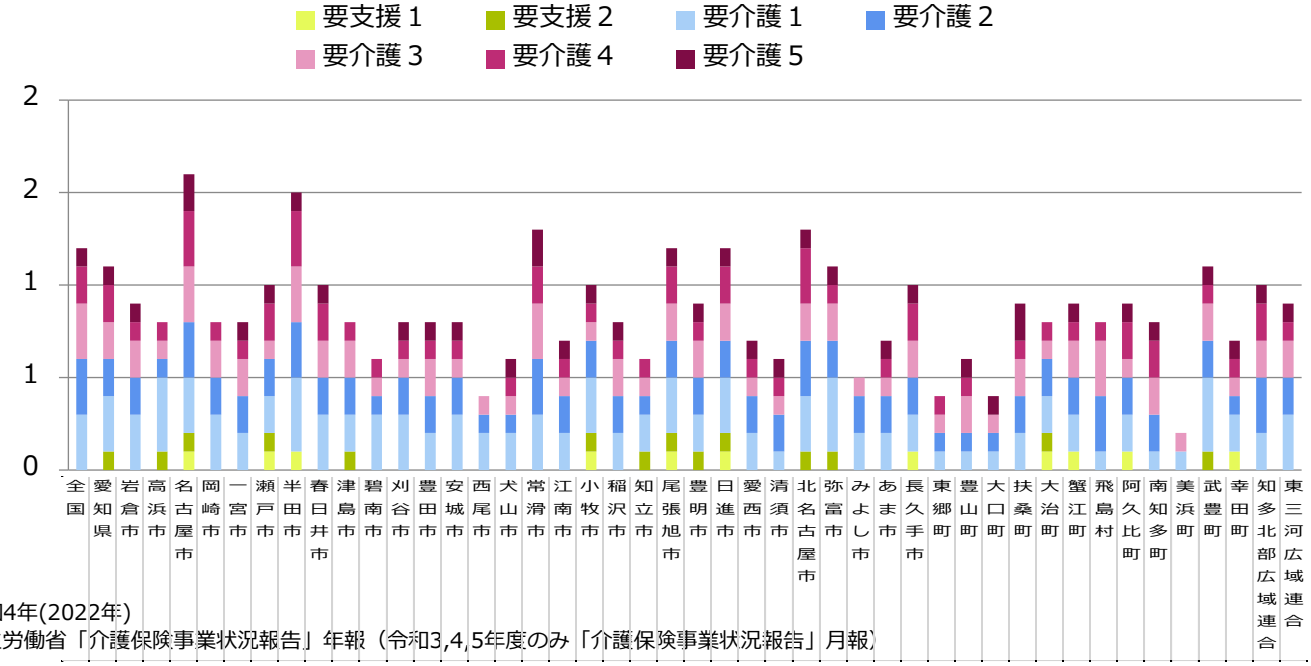

（時点）令和4年(2022年)
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

受給率（在宅サービス）（要介護度別）（令和4年(2022年)）

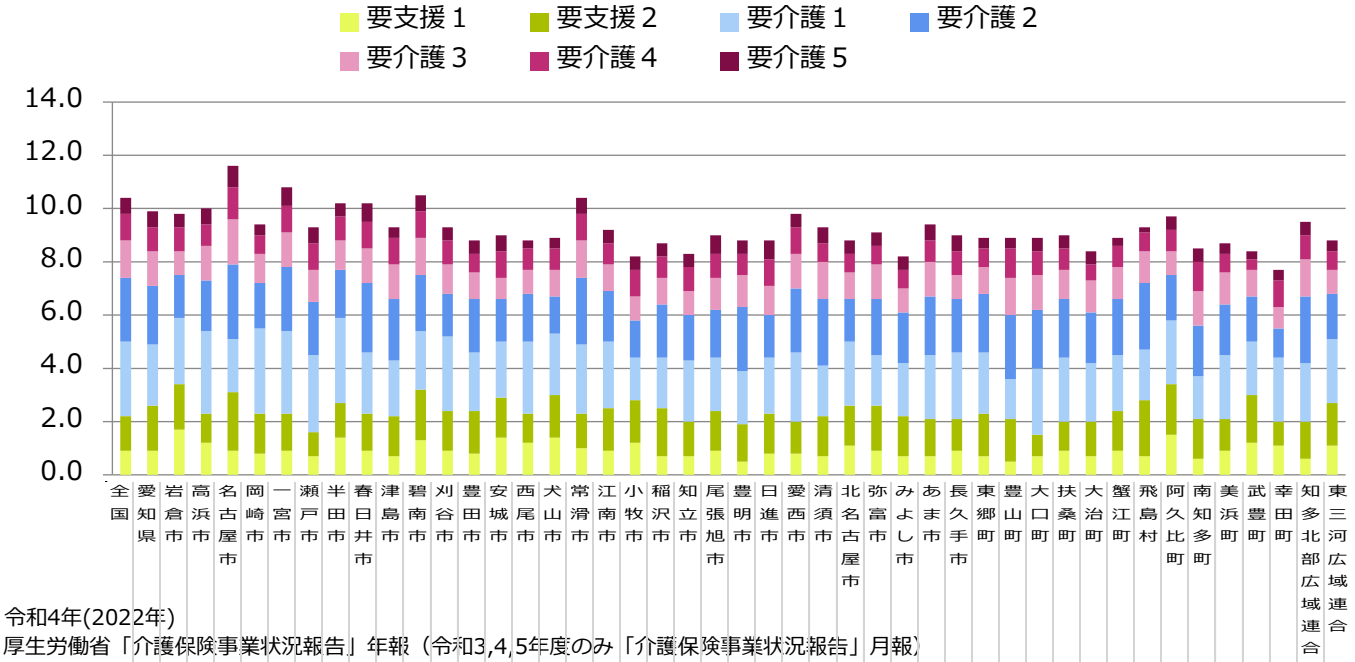

（時点）令和4年(2022年)
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

調整済み第１号被保険者１人あたり給付月額（在宅サービス）（令和 2年(2020年)）

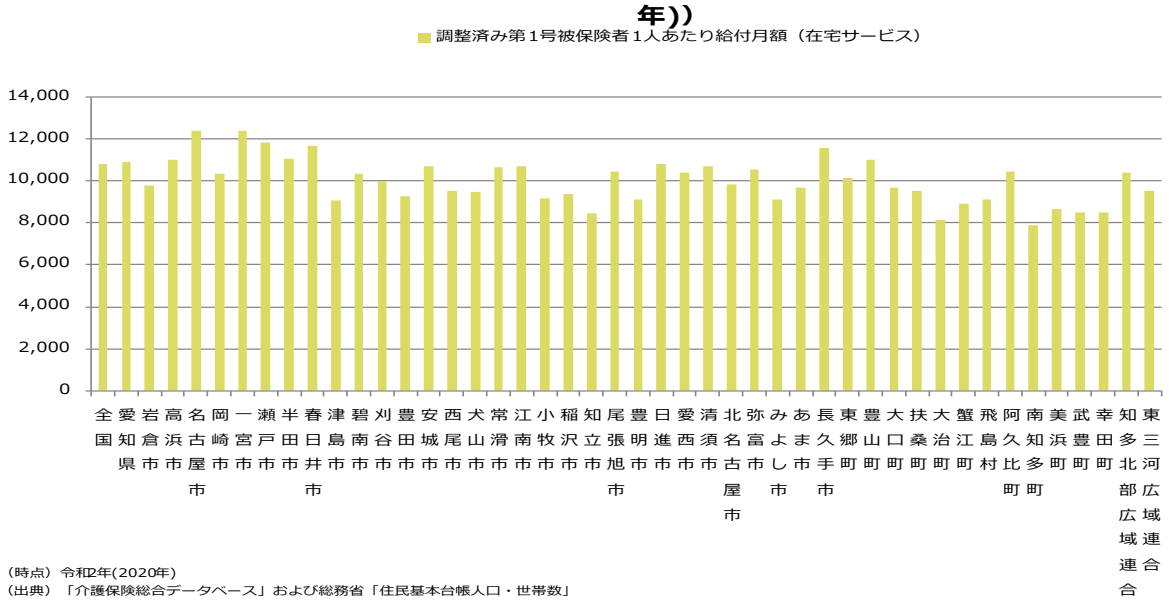

（時点）令和2年(2020年)
（出典）「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（施設および居住系サービス）（令和2年(2020年)）

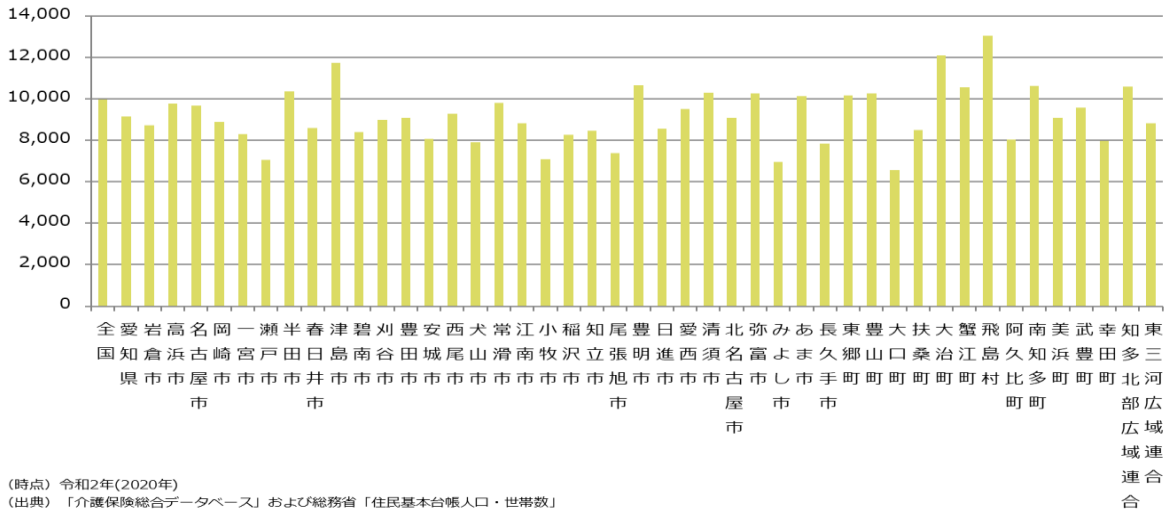

（時点）令和2年(2020年)
（出典）「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（訪問介護）（令和2年(2020年)）

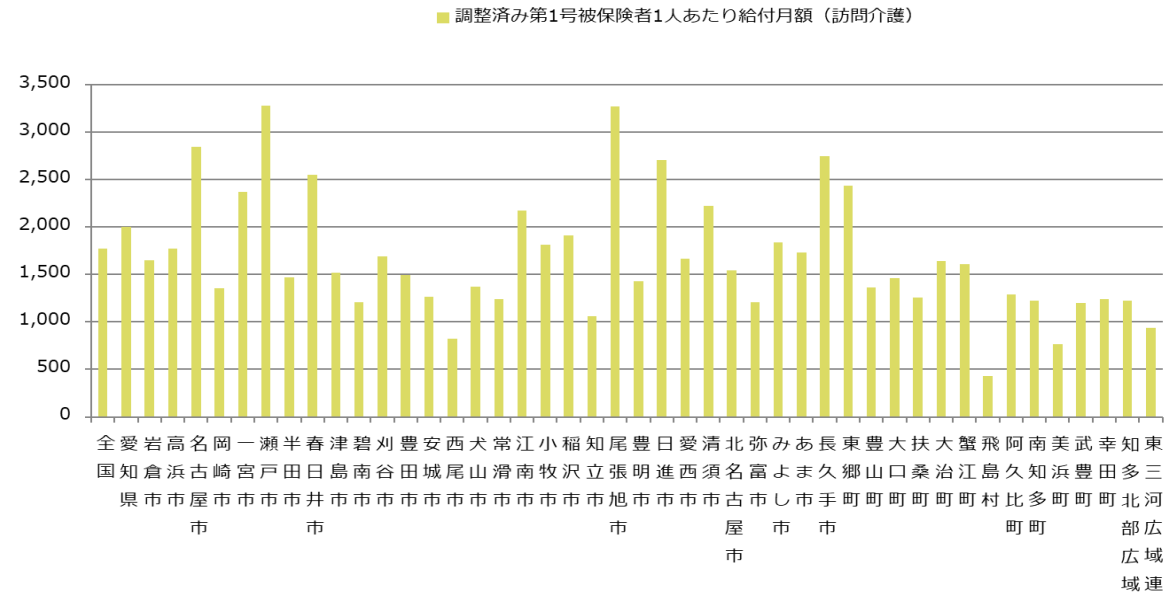

（時点）令和2年(2020年)
（出典）「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

調整済み第１号被保険者１人あたり給付月額（通所介護）（令和 2年(2020年)）

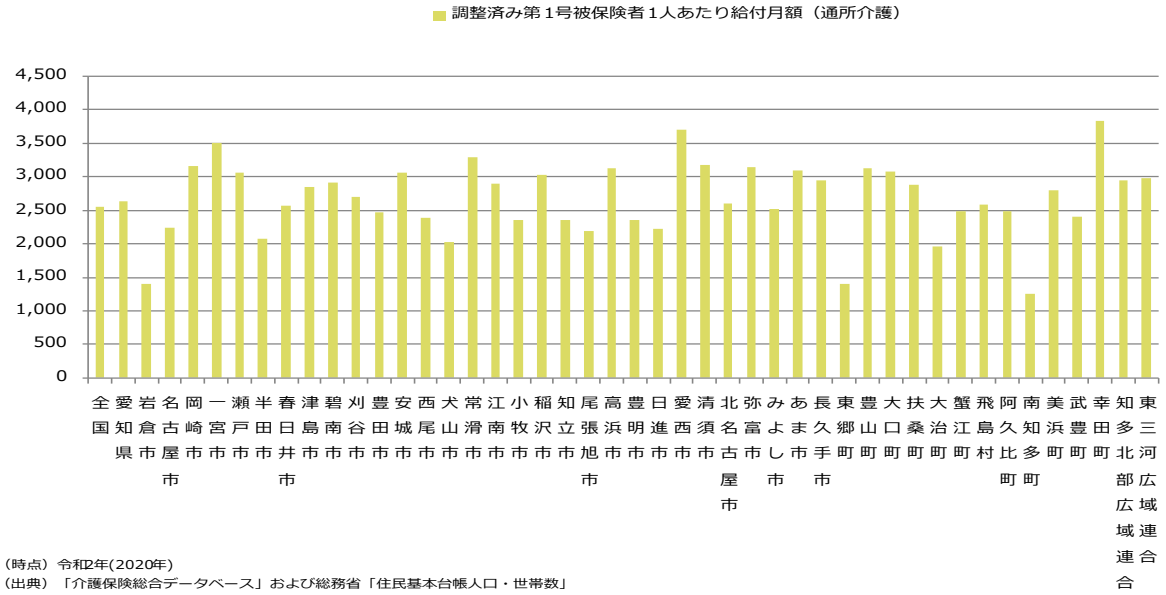

（時点）令和2年(2020年)
（出典）「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

調整済み第１号被保険者１人あたり給付月額（通所リハビリテーション）（令和 2年(2020年)）

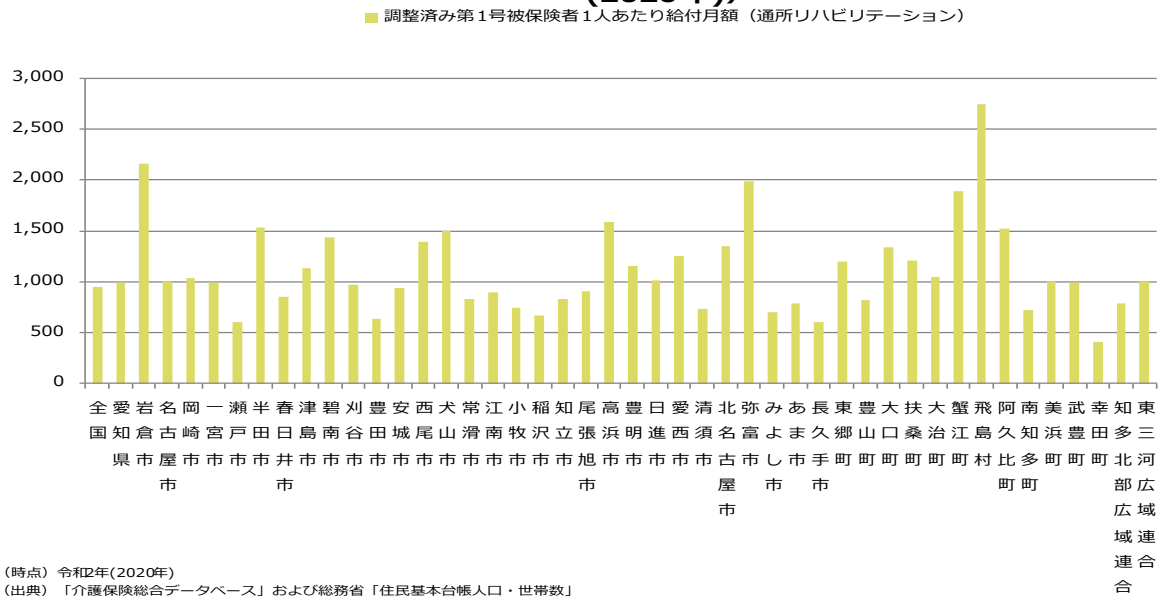

（時点）令和2年(2020年)
（出典）「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

調整済み第１号被保険者１人あたり給付月額（地域密着型通所介護）（令和 2年(2020年)）

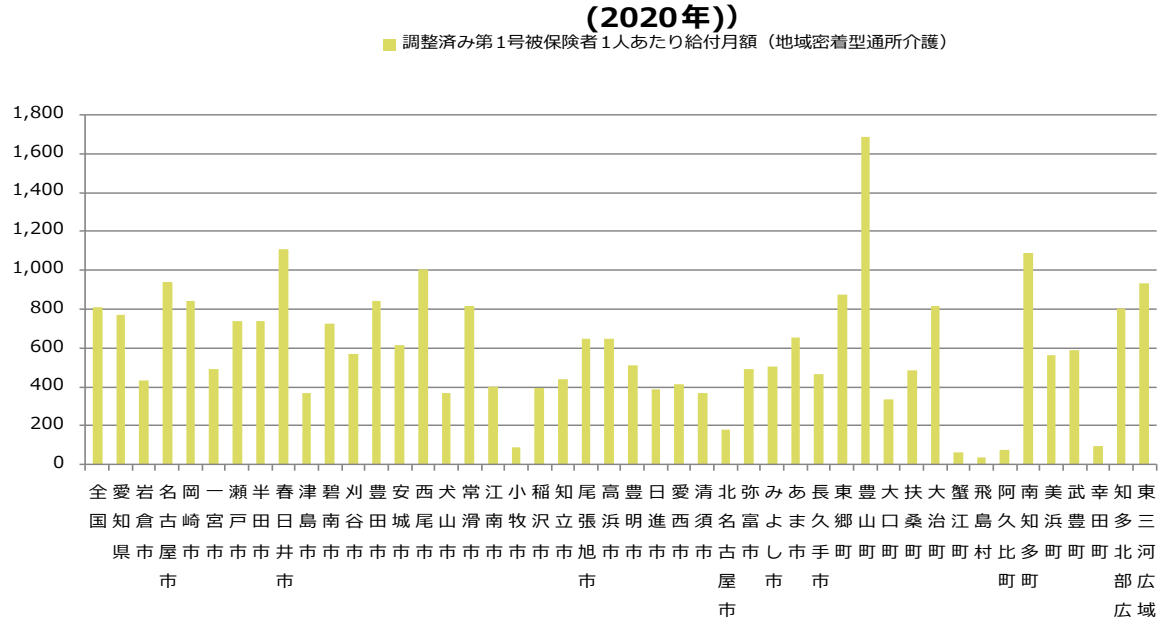

（時点）令和2年(2020年)
（出典）「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

資　料　2

第９期
岩倉市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画（素案）

目　次

Ⅰ　計画の策定について
1　計画策定の背景 1
2　計画の性格及び期間.....3
3　計画策定の方法 5
4　第９期介護保険事業計画のポイント（基本指針の概要）.....6
5　圏域の設定 8

Ⅱ　計画の基本的な考え方
1　基本理念 9
2　基本目標 11
3　計画の体系 13
4　人口及び認定者数の推計 .....未定稿

Ⅲ　基本計画
基本目標１　ずっといられる居場所のあるまちづくり 14
1　地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの充実.....15
2　高齢者への生活支援の充実 22
3　見守りネットワークと支え合いの体制づくりの取組 27
4　居住環境の確保 32
5　住み良いまちづくりの推進 36
6　安全・安心のまちづくりの推進 40
7　福祉教育の充実 46
基本目標２　いきいきと輝く居場所のあるまちづくり 48
1　介護予防・日常生活支援総合事業の充実.....49
2　フレイル（虚弱）対策の充実 54
3　疾病の予防・重度化予防の充実（保健事業との一体的な推進）...58
4　生涯学習・生涯スポーツの充実 65
5　多様な社会活動等への参加支援 69
基本目標３　介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり....未定稿

Ⅰ　計画の策定について

1　計画策定の背景

(1)　高齢化の進展

2023（令和５）年９月15日現在、総務省統計局の推計では、65歳以上の高齢者人口は3,623万人と、前年（3,624万人）に比べ１万人減少し、1950（昭和25）年以降はじめての減少となりましたが、高齢化率（高齢者人口の総人口に占める割合）は29.1%と、前年（29.0%）に比べ0.1ポイント上昇し、過去最高となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、65歳以上の高齢者人口は2043（令和25）年の3,953万人でピークを迎えますが、その後も、75歳以上の人口は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊世代が75歳以上となる2025(令和７)年以降は医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040（令和22）年における地域の状況と介護需要の変化を視野に入れ、サービスの基盤や、それを支える人的基盤の整備を進めていく必要があります。

こうした状況は、本市においても例外ではなく、2023（令和５）年７月１日現在、高齢化率は25.3%で市民の４人に１人以上が高齢者となっています。また、75歳以上の人口割合は14.1%であり、今後さらに、高齢者人口及び75歳以上の人口は増加するものと予測されます。

(2)　計画策定の趣旨～いわくら版地域包括ケアの構築をめざして～

こうした背景のもと、本市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、３年を１期とする「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しており、2023（令和５）年度現在、「第８期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（第８期計画）に基づき各種施策を進めています。

しかし、高齢化の進展に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う離職の増加、介護者の孤立などの問題への対応が課題となっています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要となる期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる健康寿命の延伸も求められています。

このような課題を解決し、市民が医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実が求められており、本計画は、いわくら版地域包括ケアの構築をめざすものとして位置づけられています。

(3) 地域共生社会の実現をめざして

2016（平成28）年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向として、「介護の環境整備」や「健康寿命の延伸と介護負担の軽減」等と共に、子ども、高齢者、障がいのある人など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」が掲げられました。

高齢者等のケアを出発点として深化・進化してきた地域包括ケアシステムという仕組みを、障がいのある人、子どもなどへの支援や、複合的な福祉課題にも広げていくことで、「地域共生社会」が、より現実的なものとなります。

地域共生社会では、支援の「支え手」と「受け手」を分離して固定化することなく、医療・介護・福祉の専門職を含む地域住民が相互で支え合う地域コミュニティを構築しなければなりません。

本計画は、地域包括ケアシステムの構築をめざすために「いわくら版地域包括ケア」を提唱し、さらに住民主体の「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を念頭においています。

2 計画の性格及び期間

(1) 計画の法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の８に定められている市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に定められている市町村介護保険事業計画を一体化した計画です。

(2) 他計画との整合性

本計画は、「第５次岩倉市総合計画」「岩倉市地域福祉計画」「岩倉市障がい者計画」「岩倉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」等関連計画との整合性を図り策定しました。

■福祉関連計画の位置づけ

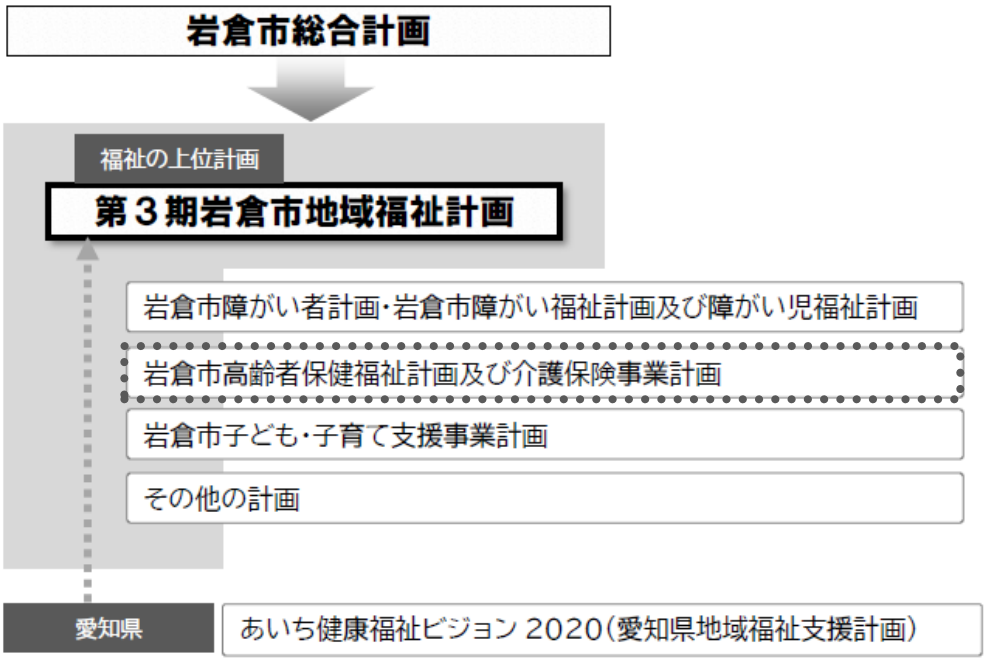

(3) 計画の期間

本計画の対象期間は、2024（令和６）～2026（令和８）年度の３年間であり、団塊世代が75歳以上に到達する2025（令和７）年度を含みます。

なお、被保険者数、要支援・要介護認定者数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、給付費、保険料等の推計にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する2040（令和22）年度、さらに、その後に迎える75歳人口、介護ニーズの高い85歳以上人口のピークを見据えた中長期的な視点で行います。

■計画期間と長期的なビジョン

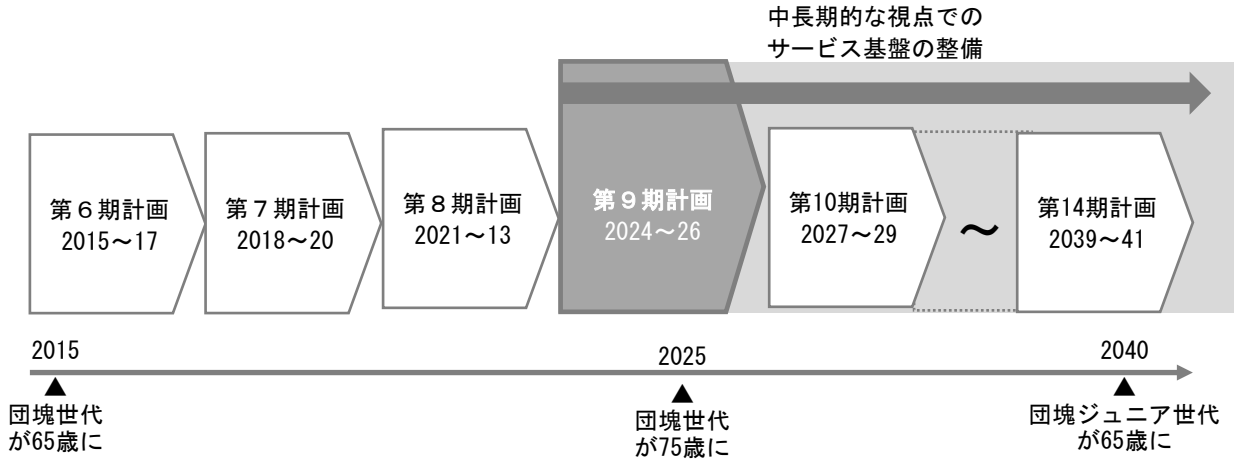

3 計画策定の方法

(1) 策定体制

高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の円滑な運営を図るためには、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じた計画を策定する必要があります。このため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者などの意見・提案を計画に反映させるよう高齢者保健福祉計画等推進委員会を設置しました。

(2) ニーズ等の把握

本計画の策定にあたって、対象者の健康状態や生活習慣、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用状況やニーズ等を把握するために、2022（令和４）年度に高齢者等の生活と介護についてのアンケート調査（「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の内容を含みます。）を実施しました。

■調査の設計

対象者の種類	調査対象者	抽出方法	調査基準日	調査期間	調査方法
一般高齢者	65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人	無作為	2022（令和４）年11月１日	2022（令和４）年11月22日～12月９日	郵送による配布・回収
在宅認定者	施設・居住系サービス利用者を除く要支援の認定を受けている人	全　数			
	施設・居住系サービス利用者を除く要介護１～５の認定を受けている人	全　数			
介護支援専門員	介護支援専門員業務従事者（利用実績が月２件以上の県内事業者）	全　数			
介護サービス提供事業所	介護サービス提供事業所の事業者（利用実績が月２件以上の名古屋市内を除く県内事業者）	全　数			

■回収結果

調査票の種類		配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
一般高齢者		1,000	654	65.4%	650	65.0%
在宅認定者		1,603	861	53.7%	842	52.5%
	要支援１・２	714	436	61.1%	432	60.5%
	要介護１～５	889	425	47.8%	410	46.1%
介護支援専門員		(41 事業所※)	63		63	
介護サービス提供事業所		177	99	55.9%	99	55.9%

※当該事業所の協力により、所属する介護支援専門員へ配布

（参考）　第９期介護保険事業計画の基本指針（案）のポイント

国は、第９期介護保険事業計画の策定に向け、現在、基本指針の見直しを行っています。令和５年７月10日に開催された社会保障審議会介護保険部会では以下のポイントについてあげられています。

１．介護サービス基盤の計画的な整備

①　地域の実情に応じたサービス基盤の整備

・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要

・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要

・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②　在宅サービスの充実

・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要

・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

２．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①　地域共生社会の実現

・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進

・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

３．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施

・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用

・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

資料：社会保障審議会介護保険部会「基本指針の構成について」（令和３年７月10日）

5 圏域の設定

(1) 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、第３期から市内を日常生活圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスの整備を進めています。

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、保険者ごとに定めることとされています。

本市においては、ひとり暮らし高齢者数の構成割合や介護サービス基盤のバランスなどを考慮して、中学校区を日常生活圏域と設定してきました。第９期計画においても、第３～８期計画を踏襲し、岩倉中学校圏域と南部中学校圏域の２圏域とします。

■本市の日常生活圏域

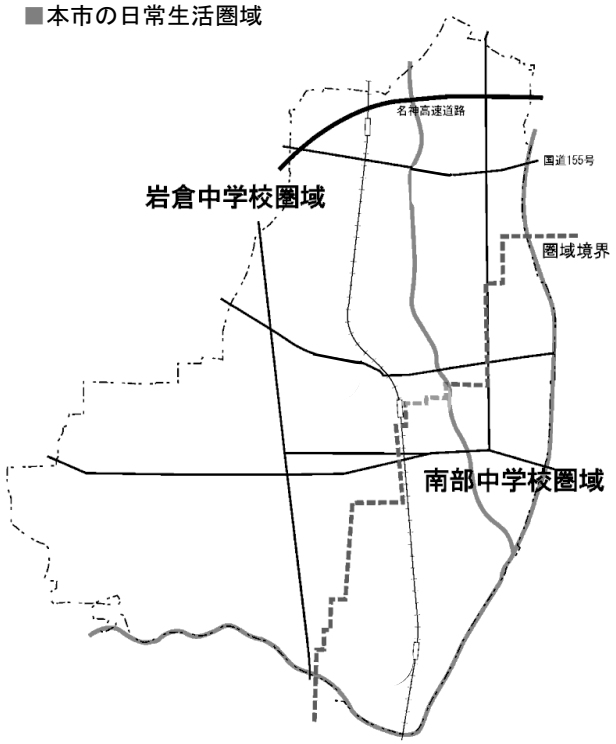

(2) 老人福祉圏域

広域的な対応を必要とする事項については、都道府県の定める老人福祉圏域で調整することとされています。愛知県の老人福祉圏域は、12圏域に分かれており、本市は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、大口町、扶桑町及び本市で構成する尾張北部圏域に属しています。

なお、この老人福祉圏域は、愛知県地域保健医療計画に定める二次医療圏と同様です。

Ⅱ　計画の基本的な考え方

1　基本理念

みんな　いきいき
居場所のある地域共生社会をめざして

本市では、子どもも大人も、誰もが、健幸※に、いつまでも住み続けたいと思えるまち、住んでみたくなるまちをみんなで力を合わせながら共に育んでいくことを展望して、「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像としています。

第５次岩倉市総合計画では、この将来都市像の実現をめざし、多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていく「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」を基本理念として掲げています。

※健幸：「健康で幸せ」な状態を表す造語です。健幸という言葉には、誰もがいつまでも体も心も健康でいきいきと幸せになれるまちをみんなで育んでいこうという思いが込められています。

2022（令和４）年度に実施した高齢者等の生活と介護についてのアンケート調査の結果によると、日ごろの生活で不安に思っていることとして、自分や家族の健康に関することが高くなっています。私たちは新型コロナウイルス感染症の流行を経験したことで、健康や社会参加の大切さを改めて認識しました。

住民の誰もが不安なく生きがいを感じながら暮らすことができ、活気に溢れるまちをつくるには、高齢者がいつまでも健康でいきいきと生活すること、すなわち健康寿命の延伸を図ることが重要です。運動・栄養などの観点から心身機能の保持・改善を図ることは当然ですが、地域での交流や趣味の活動はもとより、働くことなどで、高齢者が「支えられる側」ではなく、地域社会を「支える側」となるための「場」づくりが求められています。

また、8050問題、ダブルケアなど複雑で複合的な地域の福祉課題に対処するため、多くの専門職と住民の協働による重層的な支援体制の構築が重要となってきています。

本市の将来都市像である「健康で明るい」「誰もが居場所のある共生社会」を実現するために、本計画では、第８期計画の基本理念を継承し、高齢者ができる限り住み慣れた地域でその能力を最大限に発揮して自立した日常生活を営めるようにすることをめざします。

さらに、専門職間の連携はもとより、専門職と住民との協働、住民による自主的・主体的な活動による住民同士の支え合いにより、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」（いわくら版地域包括ケア）を深化・推進することにより、地域共生社会の実現をめざしていきます。

2　基本目標

「基本理念」を実現するために、第８期計画に引き続き、次の３つの「居場所」のあるまちづくりを基本目標として計画を推進していきます。

▶基本目標１　ずっといられる居場所のあるまちづくり

■誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続け、最期まで自宅にいられるよう、保健・医療・福祉・介護の専門職の連携体制と地域住民による見守りをはじめ住民が主体となった支援体制の強化を図り、本市における地域包括ケアシステムをさらに深化・推進します。

■8050問題、ダブルケアなど複雑で複合的な福祉課題を解決するために、こうした悩みや困りごとを抱えた人（世帯）を包括的に受け止める相談体制を整備するとともに、誰もが孤立することなく活躍できる社会参加のしくみづくりと住民同士で支えあう地域づくりを進めることで重層的支援体制の構築をめざします。

■高齢者はもとより、障がいのある人や子育て中の人など誰もが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていきます。

▶基本目標２　いきいきと輝く居場所のあるまちづくり

■高齢者がいきいきと“役立ち感”を持って活動することは、高齢者自身の心身の健康保持し、フレイル（虚弱）になることを防ぎます。また、高齢者の地域における活動は、地域住民同士の結びつきを強め、地域全体の活性化につながると考えられます。高齢者が自らの知識や経験を活かし活動できる場や機会の創出を支援していきます。

■高齢者が楽しみながら健康づくり・フレイル対策に取り組めるよう、これまで進めてきた介護予防の取組や「通いの場」づくりを、アクティブシニア（活発に活動したいと考えている高齢者）の支え手としての参加も含め、地域リハビリテーションの観点で、さらなる充実を図ります。

▶基本目標３　介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり

■介護を必要とする人本人の生活の質の向上を図るとともに、家族介護者の負担を軽減することにより、本人や家族の望む介護が継続できるよう、適切な介護サービスの利用を促進するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及に努め、本市における在宅介護の可能性を高めていきます。

■本市における介護保険サービスの質を担保するため、福祉・介護人材の確保と定着の支援について、地域全体で取り組める環境を整えていきます。

■最も深刻な課題である認知症施策については、「予防」「理解促進」「居場所づくり」を重点に進めていきます。

3　計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
みんな　いきいき　居場所のある地域共生社会をめざして	▶基本目標１ ずっといられる 居場所のあるまちづくり	1　地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの充実 2　高齢者への生活支援の充実 3　見守りネットワークと支え合いの体制づくりの取組 4　居住環境の確保 5　住み良いまちづくりの推進 6　安全・安心のまちづくりの推進 7　福祉教育の充実
	▶基本目標２ いきいきと輝く 居場所のあるまちづくり	1　介護予防・日常生活支援総合事業の充実 2　フレイル（虚弱）対策の充実 3　疾病の予防・重度化予防の充実（保健事業との一体的な推進） 4　生涯学習・生涯スポーツの充実 5　多様な社会活動等への参加支援
	▶基本目標３ 介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり	1　自立支援・重度化防止への取組と目標 2　居宅サービスの充実 3　施設・居住系サービスの充実 4　介護保険事業の円滑な運営 5　認知症施策の充実 6　高齢者の権利擁護・虐待防止 7　福祉・介護人材の確保・定着の支援

4　人口及び認定者数の推計（未定稿）

(1)　人口推計

(2)　認定者数の推計

Ⅲ　基本計画

基本目標１　ずっといられる居場所のあるまちづくり

＜施策の展開＞

施策の方向	施　　策
1　地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの充実	(1)　地域共生社会の理念の普及 (2)　重層的支援体制の構築 (3)　地域包括支援センターの機能強化 (4)　地域ケア会議の充実 (5)　在宅医療・介護連携の充実
2　高齢者への生活支援の充実	(1)　高齢者の生活支援 (2)　やむを得ない事由がある高齢者への支援 (3)　介護者への支援
3　見守りネットワークと支え合いの体制づくりの取組	(1)　ひとり暮らし・認知症高齢者等の把握及び見守り (2)　事業者等と連携した見守り事業 (3)　高齢者等救命バトン事業 (4)　認知症高齢者等見守りＳＯＳネットワーク事業 (5)　ボランティア活動等の充実
4　居住環境の確保	(1)　住みやすい住宅への改善 (2)　居住施設の支援
5　住み良いまちづくりの推進	(1)　まちのユニバーサルデザイン化 (2)　安心・便利な外出支援の充実
6　安全・安心のまちづくりの推進	(1)　防災・感染症対策の充実 (2)　防犯対策の充実
7　福祉教育の充実	(1)　幼年期における高齢者との交流促進 (2)　小中学校における福祉教育の推進

1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの充実

第９期の中間年度にあたる2025（令和７）年度には、団塊世代が75歳以上になります。本市においては7,000人を超え、全人口の15%を占めるものと予測されます。こうした背景のもと、高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力を最大限に発揮して自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が、専門職の連携と住民同士の支え合いによる重層的な支援のもと包括的に確保される地域包括ケアシステム（いわくら版地域包括ケア）の充実をめざします。

●いわくら版地域包括ケアのイメージ

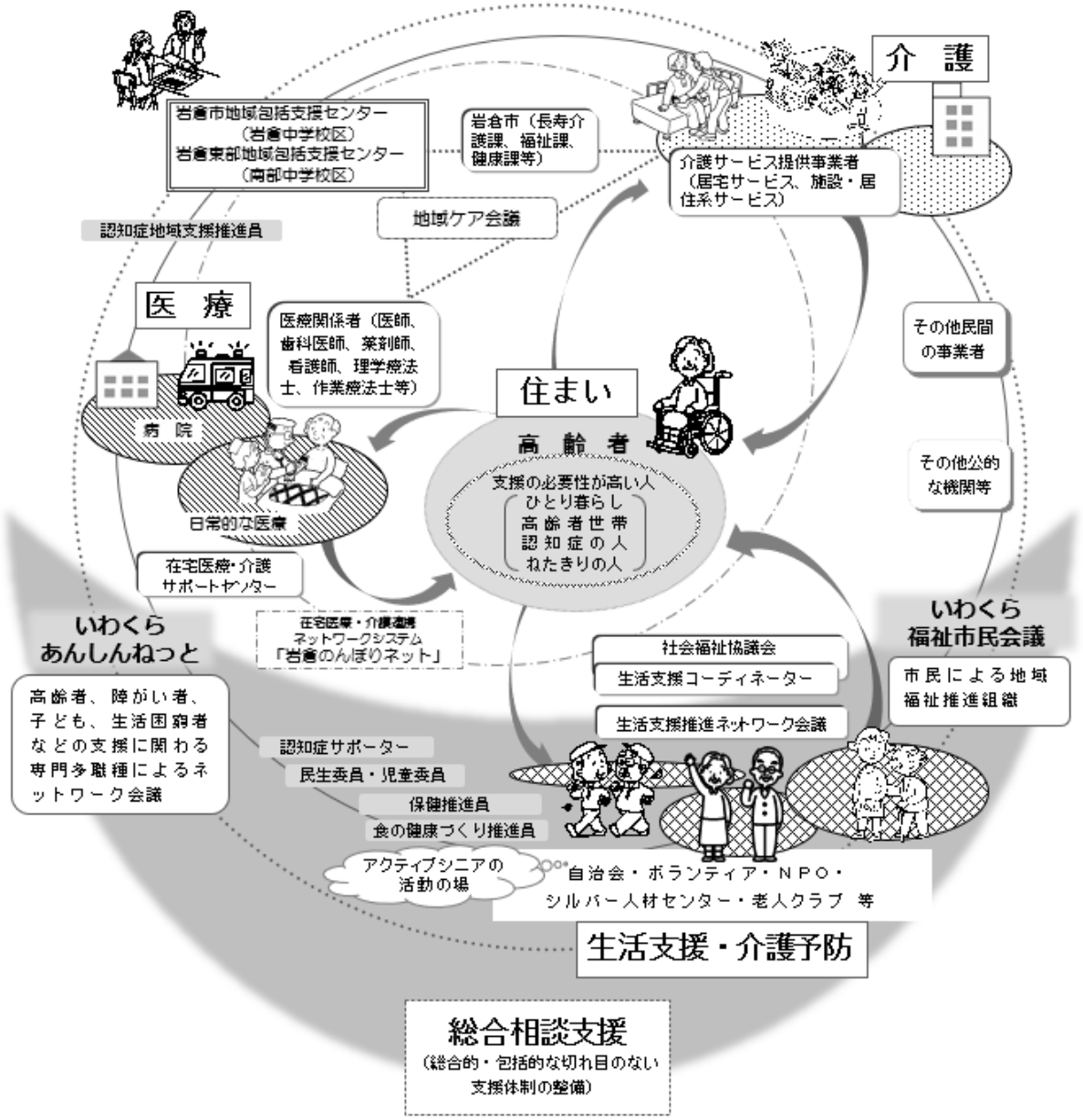

(1)　地域共生社会の理念の普及

地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など支援の対象分野の枠組や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会であるとされています。

2021（令和３）・2022（令和４）年度は、地域福祉計画の策定等を通じて講演等を内容としたフォーラムを開催し、地域共生社会の考え方の普及を図りました。

また、シルバーリハビリ体操の指導士や認知症サポーターの養成を図ることで市民が担い手として地域で活動する機会を創出しています。

＜第９期の取組＞

超高齢社会の到来にあたって、介護保険制度をはじめとする社会保障制度を将来的に持続可能なものとして維持継続していくためには、「自助」を前提としつつも、地域における支え合いや協働のしくみを通した「互助」を作り出すことが大切になってきています。

「地域共生社会」とは、「公助」を社会のセーフティネットとして機能させながら、ともに支え合うという「共助」の精神を浸透させ、「互助力」を高めていく社会を意味しています。

こうした考え方を、多くの人に理解してもらい、地域をより豊かなものにしていくことに努めていきます。

今後も、保健・医療・福祉・介護などの専門職と住民とがともに活動する機会を創出し、地域ぐるみで課題解決を図る体制を構築していきます。

さらに、岩倉市地域福祉計画において推進している総合相談支援体制とも連携し、複合的な地域の福祉課題に対応できるように、体制の充実に努めます。

(2) 重層的支援体制の構築

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において重層的支援体制整備事業が創設され、 2021（令和３）年４月に施行されました。

重層的支援体制整備事業とは、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業は市町村の任意事業ですが、様々な状況にある市民の地域生活課題 を解決していくこと、困難を抱える人や制度の狭間の問題を持つ人・世帯への支援を行っていくためには欠かすことができないものと言えます。

本市においても、縦割りではない支援、包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」を実現していくため、重層的支援体制整備事業をスムーズに実施するための連携強化や体制整備が必要です。

＜第９期の取組＞

8050 問題、ヤングケアラー、ひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を 抱える人を包括的に受け止め、必要な支援につなげるため、市と社会福祉協議会、関係機関等が連携し、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。2024（令和６）年度の開始をめざし、専門職による相談対応ができる包括的相談支援体制を構築します。

また、対応に関わる関係者間の連携の円滑化を図るため、2021（令和３）年度から実施している「断らない相談情報共有会議」の機能を発展させるかたちで、多機関協働の体制を整備します。

さらに、専門的・継続的に相談や地域づくり、参加支援等を実施するため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置や既存の生活支援コーディネーター等の役割の整理について検討を進めます。

(3) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の地域での生活を支援していくためには、保健・医療・福祉・介護などの公的な支援と、地域の支え合いやボランティア等が行うインフォーマルな支援が、高齢者の状態・状況に応じて重層的に行われる必要があります。

このため、岩倉中学校圏域に岩倉市地域包括支援センターを、南部中学校圏域に岩倉東部地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、高齢者の自立した生活の支援のために必要な業務を総合的に行っています。

図表Ⅴ－１　総合相談の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
相談件数(件)	1,377	1,654

また、地域包括支援センター職員は認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員としても地域で活動し、地域の認知症高齢者を支援しています。

＜第９期の取組＞

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第 115 条の 45）とされています。言い換えれば、地域包括ケアシステムを実現するための中心的役割を果たすための機関といえます。

今後も、地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中心に位置づけ、各種関係団体の連携を強化することにより、本市における地域包括ケアシステムの充実を図ります。

また、重層的支援体制整備事業においても重要な役割を担うため、今まで以上に専門性や判断力・機動力が求められる事例にも対応できるよう、さらなる体制の充実に努めます。

(4) 地域ケア会議の充実

地域包括支援センターにおいて、介護サービス提供事業者、地域包括支援センター職員、市職員など関係機関の連携により、高齢者及びその家族などに対し、個別に支援する方法などを検討しています。

2022（令和４）年度には、自立支援型地域ケア会議を実施しました。個々の事例から地域課題を抽出して整理を行いましたが、政策への提言には至っていません。

図表Ⅴ-２　地域ケア会議の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数(回)	0	3

＜第９期の取組＞

地域ケア会議のより一層の充実を図るとともに、困難事例地域ケア会議も実施し、地域課題の把握を行います。

また、政策提言につながるような体制の充実に努めます。

●めざす地域ケア会議のイメージ

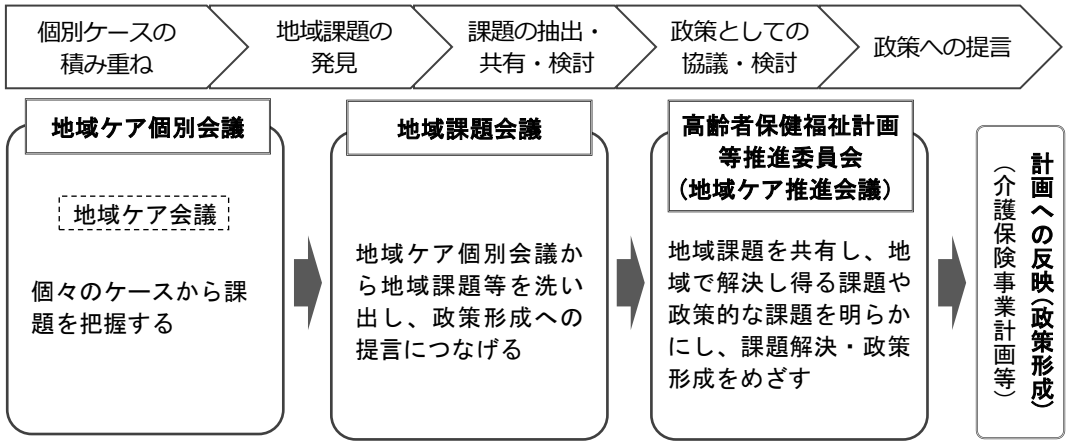

(5) 在宅医療・介護連携の充実

多職種の協働による在宅医療と介護の連携を推進するために、在宅医療・介護連携推進ネットワーク会議を設置しています。2018（平成30）年度からは、在宅医療・介護サポートセンターを岩倉市医師会へ委託し、在宅医療と介護の一層の連携強化を図りました。

また、医療と介護を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療・介護連携ネットワークシステム「岩倉のんぼりネット」を活用し、地域の医療・介護関係者間の連携と情報共有の支援を図っています。

さらに、人生の最終段階において、本人の意思決定を基本とした上で適切な医療・介護サービス等が提供されるよう、医療機関や介護サービス提供事業所等と連携し、自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング)」の普及を図るためＡＣＰ普及プロジェクト委員会を開催しています。

図表Ⅴ-４　在宅医療・介護連携推進ネットワーク会議の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数(回)	2	2

図表Ⅴ-５　岩倉のんぼりネットの実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用登録者数	94施設・167人	99施設・177人

図表Ⅴ-６　ＡＣＰ普及プロジェクト委員会の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数(回)	4	4
内　　容	エンディングノートの作成、関係機関への配布	多職種研修会１回開催

＜第９期の取組＞

在宅医療・介護連携の推進により、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、岩倉市在宅医療・介護サポートセンターと協働することで、引き続き、多職種の顔の見える関係づくりと連携強化に努めます。

また、岩倉のんぼりネットの利用を促進し、情報共有の支援を図ることで、多職種の連携を推進するとともに、介護支援専門員等との連携のもと、必要

な人が必要なサービスを利用し、在宅介護の可能性を高めることができるよう研究していきます。

さらに、医療機関や介護サービス提供事業所等と連携し、専門職や市民へＡＣＰの普及に努めます。

(6) 地域共生社会をめざした包括的な庁内体制等の整備

地域包括ケアシステムは、保健・医療・福祉・介護に関わる多職種の連携はもとより、広く市民の日常生活に関わる多くの部門に関係する取組です。また、多様で複合的な地域の福祉課題を適切に解決するためにはさらに包括的な支援体制の整備が求められています。

こうした背景のもと、地域課題の共有化を図るために、本計画と整合性のある岩倉市地域福祉計画等と連動し、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の専門職による連携を強化しています。

また、日常的に相談や協力が活発に行われる「いわくらあんしんねっと」の構築をめざし、専門職と地域福祉協力者団体との「顔の見える連携」交流会を開催しています。

さらに、長寿介護課と福祉課による共同事務局において庁内連携会議を実施するなど、庁内の横断的なプロジェクトを推進し、庁内の関係部署が情報共有を行うことで、問題や課題の解決に努めています。

＜第９期の取組＞

岩倉市地域福祉計画等と整合性を図り、引き続き、庁内関係部署との連携を強化して、地域共生社会をめざした総合相談支援体制の構築を検討していきます。

2 高齢者への生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増えています。こうした高齢者のみの世帯の人は、たとえ介護が必要でなくても、日常生活において様々な不自由を感じている場合が少なくありません。誰もが地域において自立した生活を送ることができ、安心して自宅で暮らせるよう、生活上の支援等を、必要に応じて提供していきます。

(1) 高齢者の生活支援

高齢者が安心して自宅で日常生活を送ることができるよう、市が認定したひとり暮らし高齢者等の生活支援を行います。

① 生活支援型給食サービス事業

介護予防・日常生活支援サービス事業対象者以外で、食事を作ることが困難なひとり暮らし高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善、健康保持及び安否確認を行っています。

2023（令和５）年10月現在、４事業者と委託契約をしており、利用者は希望する事業者を選択できます。

図表Ⅴ-７　生活支援型給食サービス事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数(人)	86	83
配食数(食／年)	21,337	24,988

対 象 者：ひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯等
実施機関：市

＜第９期の取組＞

自立支援の観点から、サービス提供にあたってはアセスメントを的確に行います。また、より効果的に実施できるよう提供体制を検討していきます。

② 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし高齢者等の急病等に対処するため、緊急通報システムを設置して、日常生活上の不安を軽減し、緊急の事態に備えます。

通報や相談の内容を、親族や関係機関等へ適切に連絡し対応するとともに、月１回の安否確認（伺い電話）の連絡を行っています。

図表Ⅴ－８　緊急通報システム設置事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数(人)	99	93

対 象 者：ひとり暮らし高齢者、70歳以上の高齢者世帯等
実施機関：市

＜第９期の取組＞

ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、身体に不安を抱える高齢者も増加していることから、日常生活の安全確保と不安解消のため、緊急通報システムの設置を促進します。

また、固定電話回線以外の方式を検討します。

③ 訪問理美容サービス事業

理髪店等に行くことが困難な在宅の高齢者に対し、理容師又は美容師が自宅を訪問し、理美容サービスを行っており、２か月に１枚サービス券を支給しています。

図表Ⅴ－９　訪問理美容サービス事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数(人)	16	18
利用回数(回)	35	37

対 象 者：要介護４又は要介護５と認定された高齢者等
実施機関：市

＜第９期の取組＞

外出が困難な重度の要介護高齢者の生活の質の向上をめざし、継続して実施します。

④　寝具丸洗・乾燥事業

ひとり暮らし高齢者等の保健衛生等の向上のため、寝具の丸洗乾燥（年１回）、乾燥のみ（年２回）を実施しています。

図表Ⅴ-10　寝具丸洗・乾燥事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数（人）	20	18
利用回数（回）	35	37

対 象 者：ひとり暮らし高齢者等
実施機関：市

＜第９期の取組＞

サービスの効果を検証しつつ、継続して実施します。

⑤　高齢者日常生活用具給付等事業

ひとり暮らし高齢者の生活支援のため、電磁調理器を給付しています。

2021（令和３）及び2022（令和４）年度は利用実績がありませんでした。

対 象 者：ひとり暮らし高齢者
実施機関：市

＜第９期の取組＞

ひとり暮らし高齢者の生活支援のために有用な給付種目等について研究しつつ、事業のあり方を検討します。

(2)　やむを得ない事由がある高齢者への支援

虐待等やむを得ない事由がある高齢者を一時的に施設に入所させ保護するなどして、高齢者の安全な生活の確保に努めています。

図表Ⅴ-11　やむを得ない事由がある高齢者の一時的な施設入所の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数（人）	4	2

＜第９期の取組＞

利用実績はわずかですが、事業の趣旨から必要なサービスであるため、継続して実施します。

(3) 介護者への支援

在宅で高齢者を介護している家族の支援を目的に、介護用品や手当の支給などの事業を実施しています。

① 紙おむつ支給事業

重度の要介護状態にある高齢者を在宅で介護している人に、紙おむつ支給券を支給しています。

図表Ⅴ-12　紙おむつ支給事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数(人)	9	7

対 象 者：要介護４又は要介護５と認定された高齢者を在宅で介護している人（市民税非課税世帯）
実施機関：市

＜第９期の取組＞

在宅介護の可能性を高めるために、今後も継続して実施します。

② 在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業

市が認定したねたきり高齢者等を、在宅で３か月以上介護している人に介護者手当を支給しています。

図表Ⅴ-13　在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数(人)	46	54

対 象 者：ねたきり高齢者（要介護４又は要介護５）又は認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ又はM）を在宅で介護している人
実施機関：市

＜第９期の取組＞

在宅介護の可能性を高めるために、今後も継続して実施します。

③ 高齢者見守り家族支援サービス事業

高齢者を在宅で介護している家族に、位置情報検索システム専用端末機を貸し出し、高齢者が行方不明になった際の位置確認と保護につなげることで、家族の負担を軽減しています。

2021（令和３）及び2022（令和４）年度は利用実績がありません。

対 象 者：要支援・要介護の認定を受けた高齢者等を在宅で介護している人
実施機関：市

＜第９期の取組＞

行方不明高齢者の事故防止と安全確保を図るとともに、家族の介護負担を軽減するために、継続して実施します。なお、より効果的な事業のあり方を研究します。

3 見守りネットワークと支え合いの体制づくりの取組

地域共生社会の実現を図るためには、住民の誰もが地域活動等に担い手として参加する必要があります。しかし、現実には新型コロナウイルス感染症の拡大等による価値観の変化、家族形態の変化、人口の流入出等により、住民同士の支え合いなど地域力が低下しつつあります。そこで、高齢者福祉施策の様々な場面において住民の参画を促し、住民と行政の協働による支え合いの体制の充実を図ります。

(1) ひとり暮らし・認知症高齢者等の把握及び見守り

支援が必要な高齢者を早期に発見し、継続的な見守りや適切な支援を行うため、地域包括支援センターが、個別訪問等により、家族状況、健康状態、社会参加、隣近所や友人関係などの聞き取り調査を行い、地域で孤立したり問題を抱えたりしている、ひとり暮らし高齢者等を把握し、適切な支援につなげています。

また、ひとり暮らしや支援が必要な高齢者が、日常生活の孤独感を解消し、安心感を得られるようにするため、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会をはじめ各種団体による地域ぐるみの見守り活動を行っています。

さらに、「認知症勉強会及び声かけ訓練」を開催しており、2021(令和３)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催できませんでしたが、2022(令和４)年度はさくらの家で開催し15人の参加がありました。

図表Ⅴ-14　高齢者の実態把握事業の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
ひとり暮らし高齢者	把握数(件)	642	320
ひとり暮らし未認定高齢者	把握数(件)	58	56
高齢者世帯	把握数(件)	133	213

対 象 者：ひとり暮らし高齢者等
実施機関：市、地域包括支援センター、各住民組織

＜第９期の取組＞

高齢者が家庭で抱える問題も複雑化しています。実態把握を引き続き行うとともに、地域共生社会を見据え、対象の見直しについて研究します。

また、地域の見守りについては、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、各住民組織等と連携し、地域ごとの特徴に合わせた見守り活動を展開していきます。

(2) 事業者等と連携した見守り事業

市内の新聞配達店、郵便局、金融機関、生活協同組合等と協定を結び、配達等の業務を通じて、高齢者等の見守りを行う事業を実施しています。高齢者宅で異変を察知した場合、市に通報してもらうほか、緊急時には警察や消防等にも通報してもらうことで、より効果的に安否確認や見守りができます。

2022（令和４）年度末において、協定を締結しているのは30事業所です。

対 象 者：高齢者等
実施機関：市、事業所

＜第９期の取組＞

今後も、他の事業者にも協力を呼びかけ、より多くの事業所と連携した見守りを推進していきます。

(3) 高齢者等救命バトン事業

ひとり暮らし高齢者や障がい、病気等で特に健康状態に不安を抱える人のうち希望者を対象に高齢者等救命バトンを配付しています。緊急連絡先やかかりつけ病院、治療中の病気などを書き込んだ救命カードを筒型容器（救命バトン）に入れて冷蔵庫に保管することで、急病や事故など緊急時に駆けつけた救急隊員などが冷蔵庫から取り出し、救命カードを基に受入先の病院に情報提供を行うことで、自宅での安心した生活につながっています。

図表Ⅴ-15　高齢者等救命バトン事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数(人)	99	130

対 象 者：ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、障がい・病気等で特に健康状態に不安を抱える人
実施機関：市

＜第９期の取組＞

今後も、事業の周知を行い、利用の促進を図ります。また、救命カードの記載内容を利用者が随時更新するよう周知していきます。

(4) 認知症高齢者等見守りＳＯＳネットワーク事業

行方不明になった認知症高齢者等を早期発見するため、岩倉市商工会を通じて認知症地域見守り支援協力事業者を募集し登録を行っています。

2019(令和元)年度からは、認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ市に登録しておくことで、早期発見、事故の防止につなげる認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を開始しました。この事業には、市が契約者となり個人賠償責任保険へ加入することで、事故等により家族等が損害賠償責任を負った場合に備える内容も含まれており、高齢者の安全と介護者や家族への支援の充実を図りました。

図表Ⅴ-16　認知症高齢者等個人賠償責任保険の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
加入者数(人)	48	71

対 象 者：認知症高齢者等
実施機関：市、地域包括支援センター、警察、市内事業所等

＜第９期の取組＞

高齢者の安全と家族の安心を確保するため、認知症高齢者等見守りＳＯＳネットワーク事業の周知を図るとともに、引き続き、認知症地域見守り支援協力事業者の拡大に努めます。

(5) ボランティア活動等の充実

地域共生社会の実現を図るためには、ボランティアなど市民が主体となって行う活動の活性化が必要不可欠です。できるだけ多くの市民が「担い手」として地域づくりに参加できるよう、社会福祉協議会等と連携しながら、環境を整えていきます。

① ボランティアセンターの充実に向けた支援

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体は、2022（令和４）年度末現在で31団体、個人登録は20人です。

社会福祉協議会がボランティア講座を開催し、ボランティアの発掘と育成を進めています。

図表Ⅴ-17　ボランティアセンターの実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催講座（講座）		4	3
	受講者数（人）	26	33
団体登録（団体）		30	31
個人登録（人）		24	20

＜第９期の取組＞

ボランティアに関する需要と供給を円滑に結びつけるため、社会福祉協議会のボランティアセンターの周知を図ります。また、地域に潜在するボランティアをしたい市民や団体といった地域資源の把握に努め、ボランティアニーズのマッチングが効果的にできるよう研究していきます。

② いきいき介護サポーター制度（介護支援ボランティア事業）

高齢者が介護保険施設等でのボランティア活動を通じて社会参加し、“役立ち感”を実感することは、自身の介護予防とボランティア活動へのきっかけづくりとして有効です。

いきいき介護サポーター制度は、ボランティア活動に対して、ポイントを付与し、そのポイントを現金に還元するものです。活動を通してボランティア精神を高めるとともに、高齢者がボランティア活動に携わるきっかけとなっています。

図表Ⅴ-18　いきいき介護サポーター制度の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
登録者数（人）	25	25

＜第９期の取組＞

いきいき介護サポーターの活動が活性化するよう、活動場所を介護保険施設等だけでなく、幅広く活躍できるように研究していきます。

また、生活支援コーディネーターと連携し、地域や住民のニーズを細かく把握することで、よりニーズに沿った制度となるよう研究していきます。

4 居住環境の確保

高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安定した居住環境を確保する必要があります。生活を支援するためのサービスに加え、住宅の改善や、高齢者向けの住宅に関する情報提供など、住居に関する支援を行っています。

(1) 住みやすい住宅への改善

高齢者世帯の増加とともに、高齢期の生活にふさわしい住まいへの住み替えなど、住宅や居住に関するニーズも多様化するものと考えられます。本市では、高齢者等が居住する住宅の風呂・トイレなどの住宅設備のリフォームや高齢者向け住宅への住み替えの助成による住環境の整備をめざします。

① 高齢者住宅改善費助成事業

居住環境を改善するため、住宅の改善に要する工事費用の一部を助成します。工事費用の支払いは業者への受領委任払いもできます。

図表Ⅴ-19　高齢者住宅改善費助成事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数(人)	2	5

対 象 者：65歳以上の要支援・要介護認定者等（所得制限あり）
実施機関：市

＜第９期の取組＞

在宅介護の可能性を高める環境を整えるため、継続して実施していきます。

② リフォームヘルパー派遣事業

高齢者住宅改善費助成事業等の実施にあたり、保健・医療・福祉・介護及び建築関係職種の専門職でチームを構成し、高齢者等の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況を踏まえ相談や助言を行っています。

図表Ⅴ-20　リフォームヘルパー派遣事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数(人)	2	6

対 象 者：65歳以上の要支援・要介護認定者等
実施機関：市

＜第９期の取組＞

利用実績はわずかですが、事業の趣旨から必要なサービスであるため、継続して実施します。

③　高齢者等賃貸住宅住み替え助成事業

高齢者等が、一定の要件を満たした賃貸住宅へ住み替えをする場合に、引越しにかかる費用の一部を助成します。

2021（令和３）年度に１件の利用がありました。

対 象 者：高齢者等
実施機関：市

＜第９期の取組＞

制度の周知に努めるとともに、より効果的な事業のあり方を研究します。

④　不動産担保型生活資金貸付制度

高齢者が居住する住宅や土地などの不動産を担保にして、生活費の貸し付けを受け、利用者の死亡時に担保不動産を処分し返済する制度です。

2021（令和３）及び2022（令和４）年度は利用実績がありません。

対 象 者：居住用不動産を有し、低所得である65歳以上の高齢者世帯
実施機関：愛知県社会福祉協議会（委託先：岩倉市社会福祉協議会）

＜第９期の取組＞

利用実績はありませんが、高齢者世帯の経済的自立と安定した生活を支援するために有効なサービスであるため、制度の周知を図り利用を促進します。

(2) 居住施設の支援

ひとり暮らしや夫婦のみの暮らしに不安のある高齢者や、何らかの理由で自宅において生活できない高齢者が、安心して地域で暮らし続けられるよう、居住施設の支援を行っています。

① 高齢者に配慮した住宅等の充実

日常生活や介護に不安を抱くひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等が施設入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが求められおり、市内においても整備が進んでいます。こうした住宅を市民が適切に利用できるよう、介護保険サービス事業者マップに掲載し情報提供を行っています。

また、市内には、公営住宅等として、市営大山寺住宅、県営住宅及び岩倉団地（UR）が整備されており、募集案内を窓口に設置し情報提供を行っています。

図表Ⅴ-21　サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの市内整備状況

区　　分	施設数（か所）	室数（室）
サービス付き高齢者向け住宅	2	58
住宅型有料老人ホーム	3	69

資料：令和５年９月末日現在

＜第９期の取組＞

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームを必要とする人が適切に利用できるよう、引き続き情報提供に努めます。

公営住宅等については、今後、市営大山寺住宅、県営住宅、岩倉団地（UR)の募集案内の情報提供とともに、市営大山寺住宅の１階入居者の退去時にあわせて、手すり設置などのバリアフリー化に努めます。

② ケアハウス情報提供

市内には定員30人のケアハウスが１か所、社会福祉法人により運営されています。市民が適切に利用できるよう、介護保険サービス事業者マップに掲載し情報提供を行っています。

＜第９期の取組＞

ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯の増加などに伴い、ケアハウスへの入所ニーズは増加が予想されることから、入所状況の把握や情報提供に努めます。

③ 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由から自宅での生活が困難な高齢者のために、入所措置によるサービスを提供します。

2021（令和３）年度及び2022（令和４）年度は利用実績がありません。

対 象 者：心身又は家庭環境及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な高齢者
実施機関：市

＜第９期の取組＞

特別な事由により自宅で生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム入所判定委員会の判定に基づき適正な入所措置を行っていきます。

5 住み良いまちづくりの推進

年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、誰もが使いやすいように配慮するというユニバーサルデザインの考え方に基づき様々な分野で見直しが進んでいます。この考え方は、「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)の理念に合致するものでもあり、高齢者が住み慣れた地域において安全かつ快適に外出し社会生活が行える環境を整えるため、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

(1) まちのユニバーサルデザイン化

① 公共施設・道路等の安全性の確保

本市では、高齢者等が利用しやすいよう歩道の凸凹解消や岩倉駅地下連絡道中出口の手すり改良、駅周辺の段差解消、視覚障がい者の通行に支障となる車止めの撤去等を行ってきました。

市庁舎周りの自転車の迷惑駐輪を防ぐために、看板やプランターを増設するとともに、市職員による定期的な巡視により、迷惑駐輪を大幅に減少させ、来庁者の安全な歩行空間の確保に努めてきました。

＜第９期の取組＞

今後も、高齢者をはじめ誰もが移動において、安全性・利便性・快適性が得られるように道路等の維持管理に努めます。

また、公共施設の大規模改修の際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、誰もが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。さらに、市庁舎については、経年変化に伴う劣化による破損等の兆候がないか注視し、必要に応じて改修していきます。

②　人にやさしい公園整備

高齢者が、健康づくりや交流の場として利用する都市公園について、順次バリアフリー化を進めており、トイレが設置されている17園全てに多目的トイレを整備しています。また、劣化した公園のベンチ等の更新も随時行っています。さらに、作業員による施設の日常パトロールにより公園内を恒常的にきれいな状態に保つようにしている。

＜第９期の取組＞

高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように公園施設の維持管理に努めます。

(2)　安心・便利な外出支援の充実

高齢者が安心して、容易に外出できるよう、移動手段の確保など支援の充実に努めています。

①　高齢者すこやかタクシー料金助成事業

高齢者の日常生活における活動を容易にするため、タクシー利用時の基本料金（迎車料金含む）を月２回分助成しています。また、65歳以上の介護認定要支援者等で、介護保険サービスでの通院等乗降介助を利用できない人には乗降介助料金を併せて助成しています。

図表Ⅴ-22　高齢者すこやかタクシー料金助成事業の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
申請者数(人)		978	972
	うち乗降介助	4	6

対 象 者：85歳以上の高齢者、65歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人
実施機関：市

＜第９期の取組＞

対象者は、今後さらに増加すると予測されますが、高齢者の外出を支援し、社会参加を促進するため、継続して実施します。

② 高齢者等リフトタクシー料金助成事業

ねたきり高齢者等がリフト付きタクシーを利用する場合、5,000円を上限に利用料金の半額を月１回分助成しています。

図表Ⅴ-23　高齢者等リフトタクシー料金助成事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
申請者数(人)	52	55

対 象 者：要介護４又は要介護５と認定された高齢者等
実施機関：市

＜第９期の取組＞

今後も利用者の増加が予測されますが、重度の要介護者の通院等における移動の負担を軽減するため、継続して実施します。

③ ふれ愛タクシー事業

高齢者をはじめ障がいのある人、妊婦等の外出・移動支援として、デマンド型乗合タクシーを2013（平成25）年10月から2019（令和元）年９月まで運行しました。2019（令和元）年10月からは、民間タクシー車両を活用した予約制の「ふれ愛タクシー事業」を開始しました。

利用件数のうち65歳以上の割合が80%以上を占めています。新型コロナウイルス感染症の流行時も一定数の利用があり、自家用車等を利用しない人の外出支援の一助となっています。

図表Ⅴ-24　ふれ愛タクシー事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
登録者数(人)	2,271	2,526
利用件数（件）	12,896	12,342

対 象 者：高齢者、障がい者、妊産婦、就学前児童、運転免許証返納者等
実施機関：市

＜第９期の取組＞

利用者のニーズを把握するよう努めるとともに、自家用車等を利用しない人の移動手段としてさらなる事業の周知に努めます。また、交通事業者にとって持続可能な公共交通の手段となるよう連携・調整を図ります。

④ 高齢者運転免許証自主返納支援事業

近年、全国的に増加している高齢ドライバーによる交通事故を未然に防ぐため、加齢に伴う身体機能の低下等により運転に不安を感じている75歳以上の高齢者が運転免許証を自主返納した場合に、ふれ愛タクシーの400円チケットを10枚交付しています。

図表Ⅴ-25　高齢者運転免許証自主返納支援事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数(人)	67	78

対 象 者：75歳以上の高齢者、有効期限内のすべての運転免許証を自主返納し、30日以内の人
実施機関：市

＜第９期の取組＞

運転に不安を感じている高齢者の外出を支援し、社会参加を促進するため、継続して実施します。また、江南警察署と連携し、運転免許証の自主返納に関する啓発や情報提供等を行います。

⑤ 交通安全教室等の充実

高齢者の交通事故が増加しているため、江南警察署や老人クラブ連合会等と協力し、交通安全の教育や指導、交通安全啓発物品の配布を通じて、交通安全意識の高揚に努めています。

なお、人身事故の件数は、2020（令和２）年は136件、2021（令和３）年は120件と減少していましたが、2022（令和４）年は、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限等の影響により172件と増加に転じました。

図表Ⅴ-26　交通安全教室の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数(回)	21	22
参加者数(人)	2,855	2,337

＜第９期の取組＞

今後も引き続き、内容を見直しながら、交通安全教室や啓発活動、交通ルールに関する情報提供などを通じて交通安全意識の向上に努めます。

6 安全・安心のまちづくりの推進

地震などの災害が発生したとき、高齢者をはじめ避難行動要支援者の安全確保が地域の課題となっています。また、高齢者が犠牲となる犯罪、交通事故、感染症など日常生活の中にも様々な不安があります。

地域で誰もが安心して安全に暮らせるよう、住民一人ひとりの信頼関係と各種団体等との連携をもとに、地域ぐるみで安全・安心のまちづくりを推進していきます。

(1) 防災・感染症対策の充実

災害時における避難支援の体制の確立をはじめ、市民と行政の連携による防災・減災体制の充実を図ります。

また、新型コロナウイルスをはじめ感染症対策も、高齢者等の安全の確保を考え、関係者の連携のもと進めていきます。

① 防火・防災意識の高揚や訓練等の実施

市内全域で組織されている28の自主防災会において、自主防災訓練など住民主体の取組が行われています。なお、小学校区単位で、合同訓練も行われています。

また、住宅用火災警報器を未設置の高齢者世帯には訪問し設置の指導を行っています。

さらに、各種防災訓練や各種イベントの際に、住宅用火災警報器の設置・維持についての広報活動を行っています。

＜第９期の取組＞

自主防災会と連携し、広報活動や訓練などを行い、高齢者の防火・防災意識の高揚に努めます。

また、高齢者世帯における住宅用火災警報器の設置状況の把握に努め、普及の促進を図ります。

② 災害時の避難行動要支援者支援

災害時要配慮者支援体制マニュアルに基づき、地震などの災害の発生に備えて、避難行動要支援者名簿を作成しています。自主防災組織や民生委員・児童委員等と連携して、プライバシー保護に十分配慮しながら、ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者等の個別避難支援計画の作成を地域ごとに進めています。

作成した名簿は半年ごとに更新しています。また、災害に備えて平常時から個人情報を提供してもらえるよう対象者に同意書を送っています。

対 象 者：生活基盤が自宅にある人のうち①要介護認定３～５を受けている人②身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する人は除く）③療育手帳Aを所持する知的障がい者④精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する人で単身世帯の人⑤市の生活支援を受けている難病患者⑥①～⑤以外で、自ら避難することが困難で、登録を望む人⑦①～⑤以外で自主防災会が支援の必要を認めた人
実施機関：市

＜第９期の取組＞

今後も、災害発生時における、避難行動要支援者の安否確認や救出方法、情報伝達や援助等の体制づくりを進めます。また、市内のすべての地域で個別避難支援計画の作成が進むよう働きかけるとともに、作成方法の見直しを検討していきます。

③ 事業所における災害対策の充実

地震や風水害など全国的な災害発生状況を踏まえ、災害時の備え等の重要性について、介護サービス提供事業所等と情報共有しながら対策を検討する必要があります。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成依頼及び避難訓練の実施報告の提出依頼を出しています。2022（令和４）年度には、避難確保計画の作成講習会を開催し、年度末時点で72施設中62施設が避難確保計画を作成しています。

＜第９期の取組＞

介護サービス提供事業所等との連携のもと、避難訓練の実施や防災啓発

活動、事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。また、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認及び河川の浸水想定区域に所在する要配慮者利用施設に洪水時の避難確保計画の作成を促します。

さらに、災害が発生した場合であっても、事業者が必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）の作成、研修の実施、訓練の実施等について助言等の支援を行います。

④ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症拡大は、介護現場においてサービスを利用する側・提供する側の双方に大きな影響を与えました。こうした教訓をもとに、感染症の拡大等への備え等の重要性について、介護サービス提供事業所等と共有しながら対策を推進する必要があります。

＜第９期の取組＞

介護サービス提供事業所等と連携のもと、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備等を検討します。また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備するとともに、事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。

さらに、感染症が発生した場合であっても、市内事業者が必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）の作成、研修の実施、訓練の実施等について助言等の支援を行います。

⑤ 家具転倒防止器具等取付事業

地震等による家具の転倒防止のために、シルバー人材センターに委託して家具転倒防止器具等の取付けを実施しています。

2021（令和３）及び2022（令和４）年度は利用実績がありません。

対 象 者：ひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯等
実施機関：市

＜第９期の取組＞

制度の周知に努めるとともに、より効果的な事業のあり方を研究します。

⑥ 木造住宅の無料耐震診断と耐震改修費等補助の実施

地震などの災害に備えて、地震に強い安全なまちづくりを進めるため、1981（昭和56）年５月31日以前（旧建築基準）に建てられた木造住宅の無料耐震診断を実施しています。また、診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅の耐震改修工事、解体工事、シェルター設置工事に対して補助を実施しています。2021（令和３）年度と2022（令和４）年度の2か年の申請件数は、耐震診断が81件、耐震改修が２件、解体が26件でした。

なお、耐震化率は2022（令和４）年度末現在、91.0%となっており、2020（令和２）年度末（90.5%）から0.5%上昇しました。

対 象 者：市民
実施機関：市

＜第９期の取組＞

平常時における耐震化に向けた取組が重要であるため、今後も引き続き、市ホームページ、広報紙にて周知・啓発を行うとともに、重点地区を設定し戸別訪問による啓発活動を行います。

⑦ 福祉避難所の整備

本市では、社会福祉法人や医療法人と福祉避難所の開設・運営に関する協定を結び、要配慮者が安心して利用できる福祉避難所を、2023（令和５）年10月現在、12か所指定しています。

なお、2021（令和３）年度には、福祉避難所を開設した際に重要となる「受入体制」や「運営方法」の確認のため、拠点事業所と協議しながら「岩倉市福祉避難所等運営マニュアル」を作成し、2022（令和４）年度に

は改訂しました。

図表Ⅴ-27　福祉避難所一覧

名称	所在地
五条川小学校放課後児童クラブ施設	神野町郷浦18番地
多世代交流センターさくらの家	八剱町下池田806番地1
中部保育園	本町畑中65番地
いわくら福祉会　第１みのりの里	東町仙奈180番地
いわくら福祉会　第２みのりの里	東町仙奈170番地
子ども発達支援施設あゆみの家	東町仙奈158番地
地域交流センターポプラの家	東新町南江向24番地5
一期一会福祉会　岩倉一期一会荘	北島町二本木7番地
一期一会福祉会　岩倉一期一会荘　花むすび	北島町七反田15番地
南部保育園	大地町小森5番地
下寺保育園	下本町下寺廻107番地1
医療法人ようてい会　るるどの泉	曽野町郷前3番地

＜第９期の取組＞

今後も、活用できる公共施設や協力を得られる民間施設があれば福祉避難所として指定を検討していきます。

また、災害が発生したときに福祉避難所利用者が安心して生活できるよう、関係機関と意見交換をしながら体制の整備を進めていきます。

(2)　防犯対策の充実

市民一人ひとりとの信頼関係と各種団体等との連携をもとに、地域ぐるみで防犯対策を推進していきます。

①　消費者被害の未然防止

消費者トラブルに巻きこまれる高齢者の増加を踏まえ、消費者被害を防ぐための講座を開催するなど、高齢者が消費者被害に遭わないように予防策に努めています。また、市役所１階に消費生活センターを設置し相談体制の強化を図っています。

毎年11月に開催する「みんなの消費生活フェア」では、高齢者に多く被害の見られる事例を紹介するポスターの掲示や出張消費生活相談窓口を開設し、消費生活問題に対する啓発を行っています。

2021（令和３）年２月、既存の庁内連携会議を消費者安全確保地域協議会として位置付け、会議の中で、消費生活センターの周知、消費者被害の最新状況の共有を図りました。

＜第９期の取組＞

引き続き、消費生活相談窓口を周知するとともに、増加傾向にある被害例等がある場合については、市ホームページに掲載するとともに、関係各課や地域包括支援センターと連携しながら被害拡大に対する予防を行います。

② 自主防犯活動の促進

江南警察署管内で発生した犯罪情報や不審者情報として「パトネットあいち」で情報提供があったもののうち、原則市内で発生したものについて、「ほっと情報メール」で配信を行っています。

また、江南警察署や自主防犯団体と協力し、防犯啓発活動に努めています。

犯罪発生件数は2020（令和２）年は270件、2021（令和３）年は247件と減少していましたが、2022（令和４）年は、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限等の影響により269件と増加に転じました。

＜第９期の取組＞

江南警察署やその他関係団体と連携し、今後も内容を見直しながら啓発活動を行い防犯意識の高揚を図るとともに、「ほっと情報メール」などを活用して防犯に関する情報の発信を行います。

7 福祉教育の充実

支え合いによる安心・快適な暮らしを実現するためには、高齢者福祉や地域福祉に対する市民意識の高揚を図ることが重要です。ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方の普及に努め、多様な機会を通じて福祉教育を推進します。

(1) 幼年期における高齢者との交流促進

核家族化が進み、子どもたちが日常生活において高齢者とふれあう機会が少なくなっています。

世代間交流を目的として、児童館で地域交流会を年に１回開催しています。また、保育園、認定こども園においても年に１回園児の祖父母を招待し交流会を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となり、2021（令和３）及び2022（令和４）年度は、代わりに園児から祖父母に向けた手紙や贈り物を製作して渡す取組で交流を深めました。

さらに、多世代交流センターさくらの家での「さくらの家まつり」や敬老週間の臨時開館で多世代交流イベントを開催していましたが、これらの取組も新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となり、2022（令和４）は多世代交流イベントとして人形劇を実施しました。

＜第９期の取組＞

今後も、世代間交流を目的とした行事の充実に努めます。また、祖父母世代と孫世代の交流のみならず、祖父母世代と父母世代が交流し、子育てに関する知恵や経験を継承できる機会の創出に努めます。

さらに、地域に根差した多世代交流の機会を増やすため、地域の人が行事の企画段階から参加できるよう検討していきます。

(2) 小中学校における福祉教育の推進

小中学校では、学校の実情や地域の特性、子どもの発達段階に合わせ、関係団体と連携しながら福祉教育を行っています。

具体的には、社会福祉協議会と協力して、小中学校において福祉実践教室を開催しています。また、ユニバーサルデザイン研究会の協力のもと、ユニバーサルデザイン学習に取り組みました。さらに、いわくら認知症ケアアドバイザー会が各小学校において「認知症サポーター養成講座」を開き、認知症について正しい理解ができる機会を設けました。

老人クラブ等の地域住民の協力を得て、スクールガード（岩倉南小学校においては「ほっとパトロール隊」）に参加してもらい、防犯に努めるとともに子どもたちとの交流を図りました。

伝統文化の体験学習やキャリア学習では、地域へ出かけたり、地域の人を招いたりして、学校教育に高齢者の優れた能力を生かす場を設けました。

図表Ⅴ-28　福祉実践教室の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
参加者数（人）	703	763

図表Ⅴ-29　小学校における認知症サポーター養成講座受講者数の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
受講者数（人）	205（２小学校）	345（４小学校）

＜第９期の取組＞

子どもの頃から福祉意識を高めるために、今後も、地域と協力し、連携を図りながら、実践的な福祉教育を推進するとともに、地域の高齢者を生活科や総合的な学習の時間等の講師として招くなど、学校教育に高齢者の優れた能力を生かす場を設けることに努めます。

さらに、今後も各小学校で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について正しい理解ができる機会を設けていきます。

基本目標２　いきいきと輝く居場所のあるまちづくり

＜施策の展開＞

施策の方向	施　　策
1　介護予防・日常生活支援総合事業の充実	(1)　介護予防ケアマネジメント (2)　協議体の設置及び生活支援コーディネーター (3)　介護予防・生活支援サービスの充実
2　フレイル（虚弱）対策の充実	(1)　介護予防事業 (2)　高齢者の健康づくり事業
3　疾病の予防・重度化予防の充実（保健事業との一体的な推進）	(1)　国民健康保険等にかかる保健事業 (2)　各種保健事業
4　生涯学習・生涯スポーツの充実	(1)　生涯学習の取組 (2)　生涯スポーツの取組
5　多様な社会活動等への参加支援	(1)　高齢者の活躍の場や社会参加機会の充実 (2)　高齢者の就業機会等の支援

1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

総合事業は、訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防教室等の「一般介護予防事業」で構成されています。「一般介護予防事業」はすべての高齢者が対象となり、「介護予防・生活支援サービス事業」は、原則として要支援者と基本チェックリストによるサービス事業対象者で、介護予防ケアマネジメントを受けた人（以下、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」といいます。）が対象となります。

●総合事業の流れ

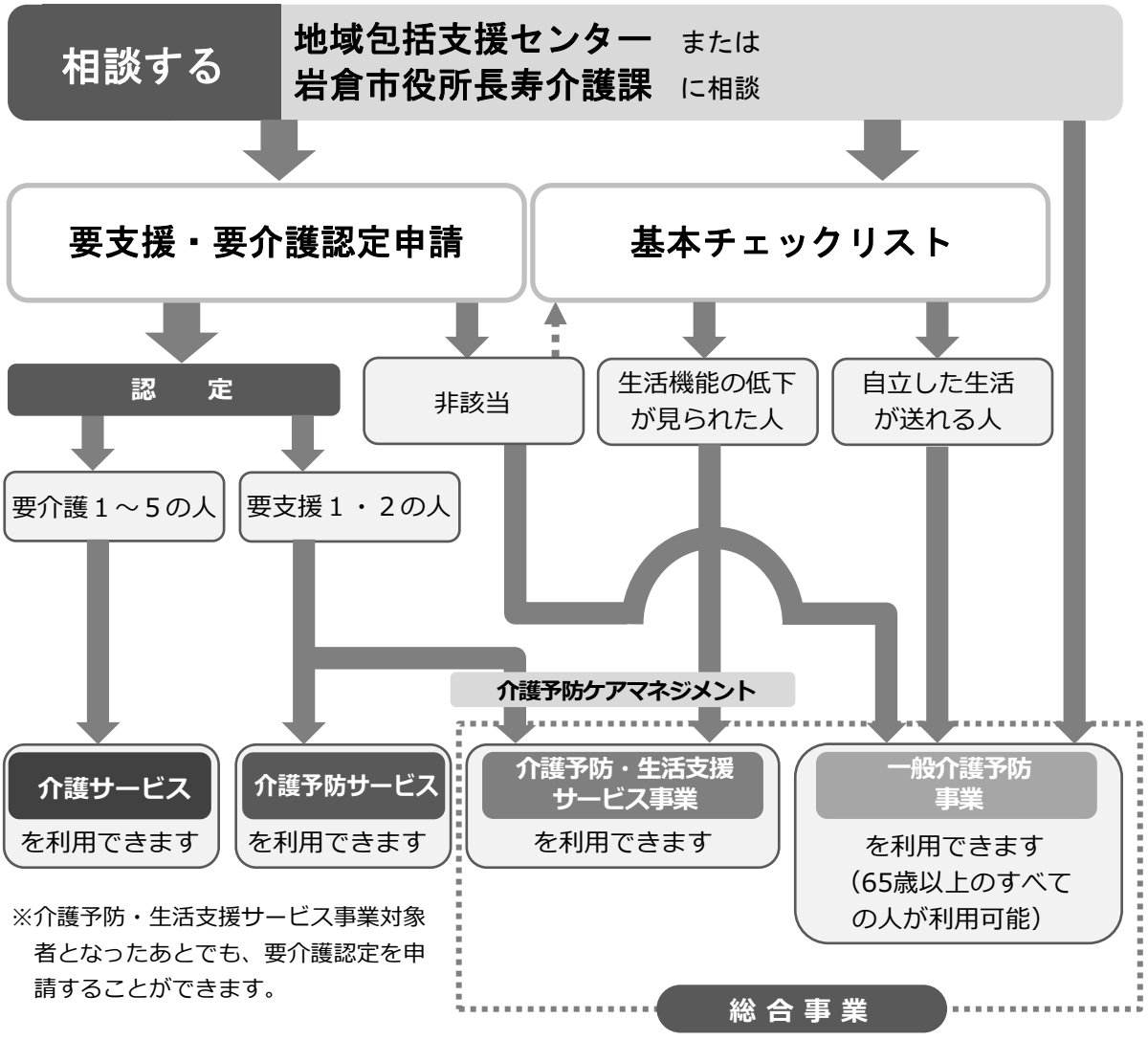

※介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとでも、要介護認定を申請することができます。

(1) 介護予防ケアマネジメント

利用者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じ、できる限り高齢者自身が自分でできることは、自分で行うということを基本としています（自立支援）。そのために、介護予防・生活支援サービスその他の適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう地域包括支援センターにおいて専門的な視点から援助を行っています。

図表Ⅴ-30　介護予防ケアマネジメント計画作成数の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
作成件数(件)	1,531	1,557

＜第９期の取組＞

自立支援を基本とし、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、引き続き地域包括支援センターにおいて実施します。

(2) 協議体の設置及び生活支援コーディネーター

介護予防・生活支援サービスの体制整備にあたっては、市町村が中心となって、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、ＮＰＯ、社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センター、地縁組織、民間企業などの多様な主体によるサービス提供体制を構築し、高齢者を含め地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。

本市では、こうした多様な主体による多様な取組を円滑にしていくための協議体として、生活支援推進ネットワーク会議を設置し、サービス提供主体等の情報共有や連携強化を行っています。

また、介護予防・生活支援サービスの体制整備を円滑に推進していくために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。生活支援コーディネーターは、社会福祉協議会に委託し、住民主体による活動の実施に向けた支援を行うとともに、地域の課題を収集し必要とされるサービス提供体制の構築に努めています。

生活支援体制整備事業として市内のサロンを紹介するパンフレットを作成しました。サロンの補助金についても周知に努め、新たなサロンの立ち上げ及び運営補助金の活用につながっています。

図表Ⅴ-31　生活支援推進ネットワーク会議の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数（回）	1	1

図表Ⅴ-32　サロン運営補助金の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
助成件数（件）	3	5
交付金額（円）	67,500	137,000

＜第９期の取組＞

多様な主体による地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、地域における住民主体による活動を支援します。また、地域資源の情報収集と情報発信にとどまらず、把握した資源の活用に努めます。

本市に合った第２層協議体の運営のあり方について検討を進めます。

(3)　介護予防・生活支援サービスの充実

介護サービス提供事業所の専門性の高いサービスに加え、地域住民、ＮＰＯ、民間企業など多様な主体が提供主体として取り組めるよう支援し、地域が本来持っている「互助」機能の強化を図っています。

①　訪問型サービス

介護予防・生活支援サービス事業の対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供しています。

＜本市における訪問型サービスの類型＞

区　　分	サービス内容等	実施方法
介護予防訪問介護相当サービス	○身体介護（入浴介助等） ○生活援助（掃除、洗濯、買い物等）	・事業者指定
訪問型サービスＡ （緩和した基準によるサービス）	○生活援助（掃除、洗濯、買い物等）	・事業者指定
訪問型サービスＢ （住民主体による支援）	○生活援助（掃除、洗濯、買い物等） ○軽易な生活援助（ごみ出し、電球交換等）	・シルバー人材センター

図表Ｖ-33　訪問型サービスの実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
介護予防訪問介護相当サービス	利用件数（件）	1,634	1,779
訪問型サービスＡ	利用件数（件）	108	64
訪問型サービスＢ	利用件数（件）	0	0

＜第９期の取組＞

利用者ニーズの把握に努めるとともに、住民主体によるサービスである訪問型サービスＢについては、利用を促進するため、担い手の育成も含め、サービスの趣旨や内容の周知に努めます。

②　通所型サービス

介護予防・生活支援サービス事業の対象者に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供しています。

＜本市における通所型サービスの類型＞

区　　分	サービス内容等	実施方法
介護予防通所介護相当サービス	○生活機能向上のための機能訓練	・事業者指定
通所型サービスＡ （緩和した基準によるサービス）	○ミニデイサービス ○運動・レクリエーション等	・事業者指定
通所型サービスＢ （住民主体による支援）	○サロン活動等の通いの場（レクリエーション・茶話会）	・補助
通所型サービスＣ （短期集中予防サービス）	○生活機能を改善するための運動器の機能の向上を目的とした教室（３～６か月）	・事業所委託

図表Ｖ-34　通所型サービスの実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
介護予防通所介護相当サービス	利用件数（件）	1,289	1,482
通所型サービスＡ	利用件数（件）	250	339
通所型サービスＢ(通いの場)	利用者数（人）	980	2,667
通所型サービスＣ	利用者数（人）	1	1

＜第９期の取組＞

利用者ニーズの把握に努めるとともに、通所型サービスB及び通所型サービスCについては、サービスの趣旨や内容の周知に努めます。

③　生活支援型給食サービス事業（その他の生活支援サービス）

食事を作ることが困難なひとり暮らし高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善、健康保持及び安否確認を行う生活支援型給食サービス事業を総合事業として実施しています。

2023（令和５）年10月現在、４事業者と委託契約をしており、利用者は希望する事業者を選択できます。

図表Ⅴ-35　生活支援型給食サービス事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
利用者数（人）	65	71
配 食 数（食）	19,001	21,018

＜第９期の取組＞

自立支援の観点から、サービス提供にあたってはアセスメントを的確に行います。また、より効果的に実施できるよう、提供体制を検討していきます。

2 フレイル（虚弱）対策の充実

高齢者の活動能力は年齢が上がるにしたがい低下していく傾向にあります。運動能力や認知機能など心身の活力が低下した虚弱な状態(フレイル)にならないよう、健康づくりと社会参加を同時に進めていきます。

(1) 介護予防事業

① スクエアステップを活用した介護予防事業

認知機能の向上、転倒予防等に効果のある運動であるスクエアステップの普及をめざし、「スクエアステップ講座」を実施しています。また、講座の受講者を中心とした自主サークル活動も立ち上がり、活動を支援しています。

図表Ⅴ-36　スクエアステップ講座の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数（回）	12	22
参加者数（人）	267	525

＜第９期の取組＞

長寿化の進展による要支援・要介護認定者の増加を抑制する効果的な手法として、今後もスクエアステップの活用による認知機能の向上や運動器の機能向上をめざした介護予防事業を実施していきます。

② シルバーリハビリ体操を活用した介護予防事業

2019(令和元)年から、シルバーリハビリ体操を教える指導士の養成を開始し、指導士が中心となり地域での普及に努めています。シルバーリハビリ体操（シルリハ体操）は立つ、座る、歩くなど日常の生活に必要な筋肉を鍛え、関節全体をやわらかくする効果があり、特別な器具を使用せず、「いつでも」「どこでも」「ひとりでも」できる体操であり、フレイル（虚弱）対策としての効果が期待されます。

図表Ⅴ-37　シルバーリハビリ体操指導士養成の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
参加者数（人）	8	14

図表Ⅴ-38　シルバーリハビリ体操教室の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数（回）		31	105
	指導士会主催	18（３会場）	47（４会場）
	指導士派遣の教室	13	25
	派遣で定期開催	－	33（５会場）
参加者数（人）		511	2,762
	指導士会主催	264	1,667
	指導士派遣の教室	247	558
	派遣で定期開催	－	541

図表Ⅴ-39　シルバーリハビリ体操介護予防教室の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数（回）	2	3
参加者数（人）	20	32

＜第９期の取組＞

シルバーリハビリ体操をフレイル（虚弱）対策の中心的な取組として位置づけ、シルバーリハビリ体操指導士を積極的に養成するとともに、その指導士と一緒に、あらゆる機会を活用してシルバーリハビリ体操の普及を図っていきます。

シルバーリハビリ体操に参加しやすい環境を整えられるよう、指導士の養成や教室開催場所の拡大に努めます。

③　多世代交流センターさくらの家における介護予防事業

高齢者等の憩いの場である多世代交流センターさくらの家では、高齢者の生きがいづくりや介護予防などの事業を活発に開催しています。

2021(令和３)年10月からシルバーリハビリ体操指導士主催の体操教室を毎月定期開催しています。

図表Ⅴ-40　多世代交流センターさくらの家における介護予防事業の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数（回）	27	36
参加者数（人）	401	580

図表Ⅴ-41　多世代交流センターさくらの家におけるシルリハ体操指導士主催の体操教室の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数（回）	6	12
参加者数（人）	85	493

＜第９期の取組＞

今後も高齢者が楽しみながら参加できる介護予防事業を継続的に実施していきます。

シルバーリハビリ体操指導士主催の体操教室は開催回数を増やし充実を図ります。

④　地域包括支援センターによる介護予防事業

地域包括支援センターでは体操やお話し会などの多様な企画を実施しています。

図表Ⅴ-42　介護予防教室の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
開催回数（回）	2	23
参加者数（人）	21	367

＜第９期の取組＞

市内に多くの介護予防を目的とした教室があるため、今後、地域包括支援センターの活動としては、教室という形式ではなく、介護予防講演会の開催などを通じて介護予防の重要性などの周知啓発に努めていきます。

(2) 高齢者の健康づくり事業

保健センターでは、高齢者の健康・体力の維持を目的として、健康づくりや認知症予防に取り組むとともに、市民の自主的な活動を支援しています。

ウォーキング推進事業については、2021（令和３）年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団でのウォーキングを中止しました。

2022（令和４）年度からウォーキングコース記録表といわくら健康マイレージのチャレンジシートを配布して、各自で楽しくウォーキングに取り組めるようにしました。

図表Ⅴ-43　ウォーキングコース記録表配布数の実績

区　　分	2022（令和４）年度
配布枚数（枚）	46

＜第９期の取組＞

今後も高齢者の健康・体力の維持を目的として、健康づくりや認知症予防に取り組むとともに、市民の主体的な活動の支援に努めます。

3　疾病の予防・重度化予防の充実（保健事業との一体的な推進）

高齢者がいきいきと暮らしていくためには、心身が健康であることが大切です。いつまでも健康で介護を必要としない状態を維持するための保健事業を充実させます。また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護予防と高齢者の保健事業との一体的な実施を進めます。

(1)　国民健康保険等にかかる保健事業

①　特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とその予備群を見つけ、生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、75歳以上の人は、後期高齢者医療広域連合が市町村へ委託して健康診査を実施しています。

特定健康診査の受診率向上を図るため、2020（令和２）年度から、人工知能技術を用いた特定健康診査及び医療の受診状況の分析により、効率的かつ効果的な受診勧奨を行っています。2021（令和３）年度から予約制とし、待ち時間の縮小や混雑緩和のための受診環境整備を行いました。また、2022（令和４）年度からインターネットによる申込環境を整備しました。

特定保健指導については、若い世代からの生活習慣病予防の意識向上を図るため、2018（平成30）年度から健診当日に40歳代を対象に、健康情報を提供しました。さらに市民窓口課と健康課が連携し、2019（令和元）年度には、特定保健指導週間を新たに設け、集中的に実施し、特定保健指導利用率を向上させました。

人間ドック費用助成事業の利用促進のため、2020（令和２）年度には対象医療機関を12か所とし、受診しやすい環境整備に努めています。

特定健診未受診者対策としては、健康相談員から特定健診未受診者への電話による受診勧奨を行うとともに、集団健診の期間終了後、健診未受診者に人間ドック助成事業の案内を年２回送付しています。

図表Ⅴ-44　国民健康保険　特定健康診査・特定保健指導の実績

区　　分	2021（令和３）年度		2022（令和４）年度	
	対象者	受診者	対象者	受診者
特定健康診査(人)	7,088	2,088	6,865	2,085
特定保健指導利用者(人)	302	81	288	62

対 象 者：40～74歳の国民健康保険被保険者
実施機関：岩倉市国民健康保険

図表Ⅴ-45　後期高齢者医療　健康診査の実績

区　　分	2021（令和３）年度		2022（令和４）年度	
	対象者	受診者	対象者	受診者
健康診査(人)	6,347	1,396	5,528	1,562

対 象 者：後期高齢者医療被保険者
実施機関：後期高齢者医療広域連合が市へ委託して実施

＜第９期の取組＞

引き続き、受診率向上のため周知啓発を行うとともに、受診結果を踏まえた生活習慣病予防の支援をしていきます。

なお、2022（令和４）年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、健康課、長寿介護課、市民窓口課及び関係機関が連携し、効率的かつ効果的な実施に向けて取り組みます。

②　脳ドック等検診

脳梗塞などの脳血管障害やその他の危険因子を早期に発見し、それらの発症や進行の防止を図るため、脳ドック、脳検査を実施しています。国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対し、保険税（料）通知書の送付時に、脳ドック等検査費用助成制度のチラシを同封し周知を図っています。

図表Ⅴ-46　脳ドック等検診の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
国民健康保険被保険者	受診者数(人)	71	62
後期高齢者医療被保険者	受診者数(人)	43	49

対 象 者：国民健康保険被保険者（35歳以上）、後期高齢者医療被保険者
実施機関：市

＜第９期の取組＞

今後も、受診を希望する人が、適切に検診が受けられるよう事業の周知を図ります。

(2) 各種保健事業

① 健康手帳の交付

健康に対する知識の普及とともに、健康診査の結果を記録し、市民自らの健康管理に役立てるために交付しています。

保健センターの事業実施時に交付し、健康診査や健康相談時に記載し、健康手帳の活用促進に努めています。

図表Ⅴ-47　健康手帳交付の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
発行数（冊）	25	38

対 象 者：40歳以上の人
実施機関：市

＜第９期の取組＞

今後も健康に対する知識の普及とともに、健康診査の結果を記録し、市民自らの健康管理に役立てるために交付します。

また、保健センターの事業実施時に交付し、健康診査や健康相談時に記載し、健康手帳の活用促進に努めていきます。

② ヤング健診（健康診査）

生活習慣病の早期予防に努めるために、20～39歳の人及び40歳以上の医療保険未加入者を対象に、健康診査を実施しています。

2018（平成30）年度から、健診日4日間のうち2日間レディスセット検診を同日実施し、受診しやすい体制の整備に努めています。

図表Ⅴ-48　ヤング健診の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
40歳以上の生活保護受給者等	受診者数（人）	27	18
20～39歳の希望者	受診者数（人）	101	88

対 象 者：20～39歳の人及び40歳以上の医療保険未加入者
実施機関：市

＜第９期の取組＞

ヤング健診について、引き続き、広く周知啓発するとともに、受診後の結果を生かし、生活習慣病の予防に努め、自分自身で健康管理に取り組めるよう支援していきます。また、若い頃から健康管理できるよう、土日健診や他の検診と同時に受診できるなど、今後も受診しやすい環境整備を検討します。

③ がん検診

三大生活習慣病の一つであるがんを早期発見するための各種がん検診、ねたきりの原因となる骨折予防を図るための骨粗しょう症検診を実施しています。また、2018（平成30）年度からレディスセット検診の種類を3種類に増やし、受診しやすい体制の整備に努めています。

図表Ⅴ-49　がん検診等の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
胃がん（Ｘ線）	受診者数(人)	410	367
胃がん（内視鏡）	受診者数(人)	24	42
大腸がん	受診者数(人)	700	610
乳がん（エコー）	受診者数(人)	359	390
乳がん（マンモグラフィ）	受診者数(人)	513	397
子宮頸がん	受診者数(人)	582	425
肺がん(Ｘ線)	受診者数(人)	937	961
肺がん(喀痰)	受診者数(人)	52	44
前立腺がん	受診者数(人)	201	185
骨粗しょう症	受診者数(人)	401	398

※新たなステージに入ったがん検診総合支援事業（乳がん・子宮頸がん）対象者分は含まず。

図表Ⅴ-50　新たなステージに入ったがん検診総合支援事業の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
乳がん	受診者数(人)	99	62
子宮頸がん	受診者数(人)	32	28

対 象 者：胃がん（X線）・大腸がんは30歳以上、胃がん（内視鏡）は50歳以上、肺がんは40歳以上、乳がん（エコー）は30歳以上の女性、乳がん（マンモグラフィ）は40歳以上の女性、子宮頸がんは20歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性、骨粗しょう症検診は18歳以上の女性
実施機関：市

＜第９期の取組＞

今後も、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、がん予防啓発に取り組みます。また、受診者の利便性に配慮して効率よく受診できるよう体制を整備していきます。

④ 歯科健康診査

口腔内や歯の健康を維持し食べる楽しみが持てるよう、歯の喪失を防ぐために成人歯科健康診査及び高齢期の入り口である65歳時に介護予防の観点から節目歯科健康診査を実施していましたが、2018（平成30）年度からは、誰もが生涯を通じて口腔機能や歯の健康を保つことができるよう、歯周病や口腔機能低下の予防啓発に努めるとともに、健診項目の充実や節目の年に市内医療機関での個別健診としました。さらに、節目の年に、2020（令和２）年度からは20歳、2021（令和３）年度からは80歳を加え、誰もが生涯を通じて歯の健康を保つことができるように努めました。また、糖尿病予備群に対して、歯科健康診査を実施しています。

図表Ⅴ-51　歯科健康診査の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
節目歯科健康診査	受診者数(人)	463	634
	受 診 率(%)	10.6	12.6
糖尿病予防歯科健康診査	受診者数(人)	35	36
	受 診 率(%)	15.7	17.6

事 業 名：節目歯科健康診査
対 象 者：20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳・76歳・80歳の人
実施機関：市

事 業 名：糖尿病予防歯科健康診査
対 象 者：特定健康診査でHbA1cが受診勧奨及び特定保健指導対象者のうちHbA1cが保健指導に該当する人
実施機関：市

＜第９期の取組＞

節目歯科健康診査の受診率向上をめざすとともに、引き続き、口腔機能や歯の健康を保つことができるよう歯周病や口腔機能低下の予防啓発に努めます。

⑤ 生活習慣病予防事業

健康診査や骨粗しょう症検診などの結果を基に、生活習慣病予防の健康講座を開催しています。

若い世代への健康情報発信の機会として、ヤング健診時に体力チェックと運動指導、乳がんの自己検診法指導を行いました。また、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防に関する講演会、栄養教室、運動教室等を開催するとともに、継続的な生活習慣病予防に取り組むために、愛知県が開発したアプリ「あいち健康プラス」を導入して、いわくら健康マイレージ事業を実施しています。

図表Ⅴ-52　生活習慣病予防事業の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
生活習慣病予防事業	参加者数(人)	60	750
いわくら健康マイレージ事業	「まいか」発行数(人)	117	111

対 象 者：市民
実施機関：市

＜第９期の取組＞

今後も、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病を予防するため、きめ細かい個別指導や健康教室の充実を図ります。また、教室等に参加した後も、継続して生活習慣の改善に取り組めるよう支援していきます。

⑥ 健康相談

日常的な健康管理に役立てられるよう保健センターでは「健康チェックの日」を設け、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士が健康相談を実施しました。また、健診結果を基に栄養や運動などの生活習慣改善指導のほか、随時、電話相談・面接相談を実施しています。

図表Ⅴ-53　健康相談の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
健康相談	利用者数(人)	151	181
電話相談(随時)	利用者数(人)	10	32
面接相談(随時)	利用者数(人)	7	38

対 象 者：市民
実施機関：市

＜第９期の取組＞

相談事業の周知を図るとともに、相談内容により、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士の専門職員が相談にあたり、総合的に相談を受けられる体制を継続していきます。

4 生涯学習・生涯スポーツの充実

生涯学習・生涯スポーツ、レクリエーション等への参加を通じて、高齢者が家に閉じこもらず積極的に外に出ることにより、高齢者同士、高齢者と他の世代が交流できるよう、高齢者の社会参加と生きがいのある生活を支援します。

(1) 生涯学習の取組

いつまでも、生きがいを持ち、住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、生涯学習の果たす役割は重要となっています。

そこで、誰もが楽しみながら知的好奇心を持って、趣味や学習などの活動に主体的に取り組めるよう、講座等の充実に努め、生涯学習を推進しています。

① 生涯学習講座の充実

本市では、生涯学習センターを拠点に生涯学習講座を開催しています。2021（令和３）年度・2022（令和４）年度ともに101講座を開催しました。高齢者向けの講座については、各年度とも４講座を開催し、そのすべてで定員を超える申込みがありました。

図表Ⅴ-54　生涯学習講座の実績

区　　分			2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
生涯学習講座		講座数(講座)	101	101
	うち高齢者向け講座	講座数(講座)	4	4

対 象 者：市民
実施機関：市、指定管理者

＜第９期の取組＞

今後も、高齢者の生涯学習に対するニーズを把握して魅力的な生涯学習講座の企画・実施に努めます。

② 生涯学習環境の充実

本市では、生涯学習センター、図書館などの施設が生涯学習の場として利用されています。図書館では、大活字本の収集に努めました。また、音訳図書や点字図書を図書館に所蔵し、視覚による表現の認識に障がいのある人も本の世界を楽しめる環境を提供しました。

対 象 者：市民
実施機関：市、指定管理者

＜第９期の取組＞

市内にある既存の生涯学習施設については、高齢者を含めた多様な学習ニーズに対応した施設・設備の充実や運営方法を検討し、施設の有効活用を図ります。特に、図書館については、今後も、大活字本や音訳図書、点字図書を備え、高齢者に配慮した蔵書の充実を図ります。

③ 「農」をテーマとした健康づくり・生きがい活動の展開

生きがい活動や健康づくり、レクリエーション活動の一環として、身近な地域で野菜づくりや園芸等ができるよう、本市では市民農園や農業体験塾、稲づくり農業体験を実施しています。

市民農園、農業体験塾、稲づくり農業体験について広報紙及び市ホームページに掲載することにより、利用の促進に努めています。

対 象 者：市民
実施機関：市

＜第９期の取組＞

今後も、引き続き、市民農園、農業体験塾、稲づくり農業体験について積極的にＰＲを行い、利用の促進に努めていきます。また、市民農園については、高齢者がより利用しやすくなるように、設備の充実に努めます。

(2) 生涯スポーツの取組

スポーツは、心身の発達を促進するとともに、健康で文化的な生活を営む上で重要です。特に、体力的な衰えが生じる高齢期においては、無理をせずに、健康の維持・増進・管理を自ら行っていく意識が大切です。

そこで、ライフステージに応じた「豊かなスポーツライフの実現」をめざし、生涯スポーツ教室等の充実に取り組んでいます。

① 生涯スポーツ教室等の充実

本市では、生涯スポーツの振興を図るため、岩倉スポーツクラブに委託しカローリングやミニテニス等のニュースポーツ教室のほか、カローリング大会、歩こう会などを開催しています。また、体育協会に委託し、グラウンドゴルフ大会を年２回、バウンドテニスやインディアカなど生涯スポーツが楽しめるスポーツレクリエーション祭を年１回開催しています。

総合体育文化センターでは、指定管理者により、高齢者が気軽に参加できる教室を、年間を通じて開催しています。

対 象 者：市民
実施機関：市、指定管理者、体育協会、岩倉スポーツクラブ

＜第９期の取組＞

今後も、体育協会、スポーツ推進委員、岩倉スポーツクラブ等と連携し、子どもから高齢者まで誰でも気軽に参加できる教室やイベント、大会開催の支援に努めます。なお、各スポーツ教室やイベントにおいて、参加者数が減少している教室があるため、参加者の意見を随時把握し、内容の見直しを検討します。

② スポーツによる若い年代からの健康づくりの取組

多世代交流の促進を図るため、スポーツ推進委員と連携し、ボッチャ体験会を定期的に開催したほか、スポーツ推進委員、スポーツ協会等と協力し各種イベントを開催しています。

総合体育文化センターでは、指定管理者により、若い世代から参加できるスポーツ教室を開催しています。

対 象 者：市民
実施機関：市、指定管理者、スポーツ協会、岩倉スポーツクラブ

＜第９期の取組＞

若い世代から高齢者まで生涯にわたってスポーツに親しめるような環境づくりに努めるとともに、多世代交流の促進に繋がる教室やイベント等を開催していきます。

5 多様な社会活動等への参加支援

高齢者が地域のつながりの中で、生活の質を高めたり、能力を向上させたり、自分自身の人生を充実させる努力を続けることは重要なことです。高齢者が自分のライフスタイルにあった生きがいを見つけ、積極的に社会参加できるような環境を整えていきます。また、今日のデジタル社会の進行の中で、高齢者が取り残されることがないよう配慮します。

(1) 高齢者の活躍の場や社会参加機会の充実

① サロン等への支援

家に閉じこもり、孤立しがちな高齢者等が、仲間や地域の人々との交流の中で生きがいを持って生活していくことを目的としてふれあい・いきいきサロン事業を実施しています。社会福祉協議会が中心となり市内を７つの小地域に区分（社会福祉協議会支会）して実施しています。

また、老人クラブや地域住民の有志などが主体となり、公会堂や集会所などを利用した高齢者のサロンが実施されています。2017（平成29）年度から通いの場としての住民主体のサロンの立ち上げや活動のための補助金を交付し、支援しています。

図表Ⅴ-55　高齢者交流サロン活動費補助金交付の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
交付件数(件)	3	5
交付額（円）	67,500	137,000

対 象 者：高齢者等
実施機関：社会福祉協議会

＜第９期の取組＞

高齢者の身近な「通いの場」として地域でのサロンの開催を支援し、孤立しがちな高齢者が地域とのつながりや身近な人々との交流する機会の確保に努めます。

② 老人憩の家・多世代交流センター運営事業

南部老人憩の家と多世代交流センターさくらの家は、高齢者等が日常的に集う交流の場として活用されています。高齢者の教養の向上、レクリエーション、趣味活動など各種行事を実施し、高齢者の生きがいづくりの場を提供し、健康増進を図っています。また、多世代交流センターさくらの家では多世代交流を目的とした取組を推進しています。

南部老人憩の家の運営については、老人クラブ連合会に委託しています。

図表Ⅴ-56　南部老人憩の家及び多世代交流センターさくらの家の実績

区　　分		2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
南部老人憩の家	利用者数(人)	6,579	13,386
多世代交流センターさくらの家	利用者数(人)	10,650	15,058

対 象 者：60歳以上の市民（多世代交流センターさくらの家は小学生以下の子どもと同行の保護者を含む）
実施機関：市

＜第９期の取組＞

南部老人憩の家の運営を通して、高齢者の生きがい及び健康づくりを推進するとともに、多世代交流センターさくらの家を多世代交流の場として活用を図ります。

③ 老人クラブ連合会助成事業

老人クラブ連合会の活動は、健康・友愛・奉仕を柱に各種事業を展開しています。高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会参加などを目的としていることから、老人クラブ連合会助成事業として支援しています。

図表Ⅴ-57　老人クラブの実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
会員数(人)	2,517	2,469

対 象 者：老人クラブ連合会会員
実施機関：市

＜第９期の取組＞

老人クラブの会員拡大のため、広報紙等による周知・啓発等、活動の支援に努めます。

また、敬老週間における多世代交流センターさくらの家・南部老人憩の家での多世代交流事業や、歩け歩け大会等を今後も委託し、会員数が減少する中、魅力ある事業の創出と、役員の後進の育成などの支援に努めます。

④　節目年齢を契機とした社会参加の促進

80歳以上の人を対象とした敬老事業など社会参加を促す事業を実施しています。

また、定年を迎えた年代が、家に閉じこもることなく、地域デビューをするきっかけづくりとして、当年度に65歳になる人を対象に、イベントと交流会を内容とした「65歳の集い」を実施しています。

図表Ⅴ-58　「65歳の集い」の実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
参加者数（人）	70	79

対 象 者：当年度中に 65歳になる市民
実施機関：市

＜第９期の取組＞

敬老事業については、介護リスクが高くなる80歳以上の人の社会参加を促しフレイル対策が図れるよう、事業を継続していきます。

65歳の集いについては、従来、地域活動の主軸を担っていたこの年代が、定年延長により等により、地域とのつながりが希薄になってきているため、地域とのつながりをつくるきっかけとして継続して実施していきます。

(2)　高齢者の就業機会等の支援

シルバー人材センターでは、60歳以上の市民を対象として、長年培った職業的経験や技能を生かすことのできる仕事を提供し、高齢者の社会参加の促進、生きがい就労への支援を行っています。

市は、補助金を交付して、シルバー人材センターの活動を支援していま

す。

高齢者の就業については、高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かし働けるよう、犬山公共職業安定所の情報を、市ホームページへの掲載や窓口へのチラシ設置等を行うことにより、高齢者雇用の情報提供に努めています。

図表Ⅴ-59　シルバー人材センターの実績

区　　分	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度
登録者数(人)	295	296
補助金交付額（円）	12,314,000	12,314,000

対 象 者：60歳以上の市民
実施機関：シルバー人材センター

＜第９期の取組＞

高齢者の就業を通じた社会参加と健康保持のため、シルバー人材センターを引き続き支援します。また、引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの担い手として協力を要請するとともに、新規会員が増加するよう支援していきます。

高齢者の就業については、犬山公共職業安定所等とも連携しながら高齢者雇用の情報提供に努めていきます。

基本目標３　介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり

１　自立支援・重度化防止への取組と目標
２　居宅サービスの充実
３　施設・居住系サービスの充実
４　介護保険事業の円滑な運営
５　認知症施策の充実
６　高齢者の権利擁護・虐待防止
７　福祉・介護人材の確保・定着の支援

（１～７）未定稿